

河川事業概要

2022



大和川



すみだリバーウォーク



草木ダム
(水資源機構)



信濃川やすらぎ堤

Contents

I 我が国の水害リスクの現状

水害リスクの高い日本	3
都市化により高まる水害リスク	4
気候変動により高まる水害リスク	5
令和3年7月1日からの大雨	6
令和3年7月1日からの大雨 による土砂災害	7
令和3年8月11日からの大雨	8
令和3年8月11日からの大雨 による土砂災害	9

II 河川事業の基本的な考え方

激甚化・頻発化する水災害等への 防災対策の推進	10
治水対策の考え方	11
戦略的維持管理・更新	12
防災情報の収集・提供	14

III 施策の紹介

気候変動を踏まえたハード・ソフト一体となった水災害 対策の方向性	15
「流域治水」の推進に当たっての法的枠組みの活用	16
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	17
利水ダム等の事前放流の推進	18
高台まちづくり（高規格堤防等）の推進	19
100mm/h 安心プラン	20
河川防災ステーションの整備	21
防災情報の提供と活用	22
TEC-FORCEの活動	29
水防団の活動	32
多自然川づくり	33
生態系ネットワークの形成	34
「かわまちづくり」支援制度	35
河川協力団体	36
河川敷地占用許可準則の緩和措置 （河川空間のオープン化）	37
ミズベリング・プロジェクト	38
「子どもの水辺」再発見プロジェクト、水辺の楽校 プロジェクト	39
水源地域ビジョン	40
インフラツーリズム	41
小水力発電の導入促進	42



要配慮者施設での避難訓練

IV 事業の紹介

事業の体系図	43
洪水氾濫を未然に防ぐ対策[河道改修]	44
洪水氾濫を未然に防ぐ対策[洪水調節施設の整備]	46
洪水氾濫を未然に防ぐ対策[構造物の改築]	47
流域一体となった治水対策	48
「流域治水」の推進に当たっての法的枠組みの活用	49
再度災害防止対策	50
高潮対策、地震・津波対策	51
自然環境の保全・創出	52
流水の正常な機能の維持	53
水環境の改善、地域の取組と一体となった水辺空間の形成	54
戦略的維持管理・更新	55
戦略的維持管理・更新、機能の回復又は向上	56
地域主導の川づくり	57
税制	58

V 事業効果

令和3年8月の大雨の状況及び治水対策の効果	59
治水対策の効果（太田川水系河川改修）	60
治水対策の効果（川内川水系河川改修・鶴田ダム再開発）	61
利水ダム事前放流の効果（信濃川上流ダム）	62
下水道事業の効果（八代市都市浸水対策）	63
砂防事業の効果	64
経済効果	65

VI その他

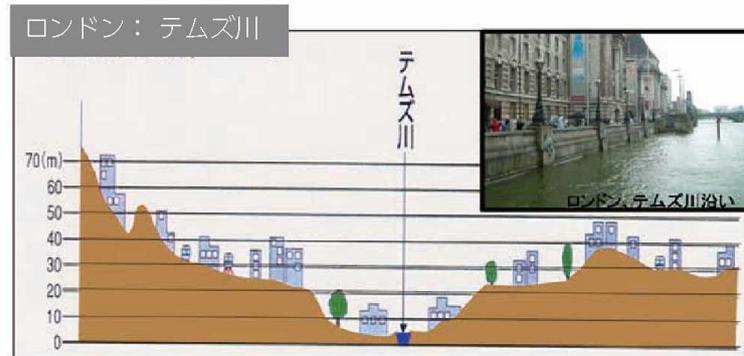
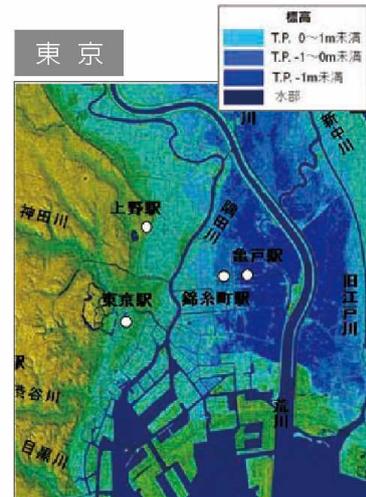
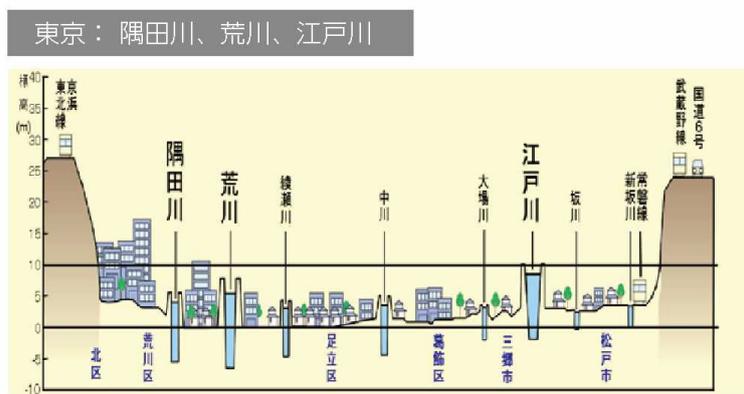
日本の河川概要	68
川のことば・基礎知識	69
法改正の経緯	71
河川イベント情報	73

I 我が国の水害リスクの現状

水害リスクの高い日本

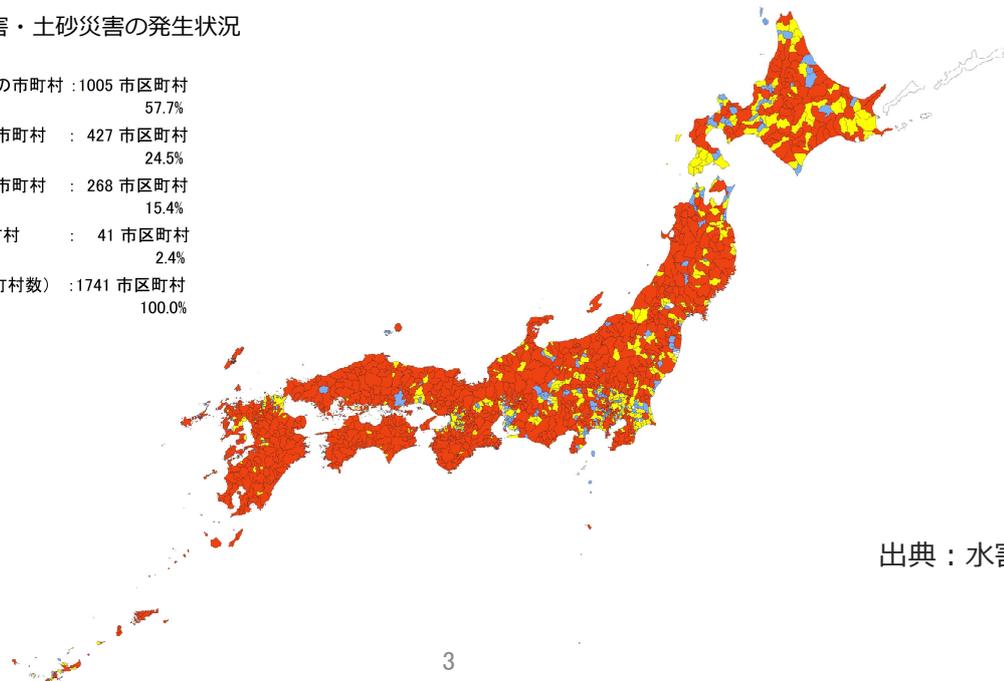
水害リスクの状況

- わが国の多くの都市は、地盤沈下や天井川の形成などで高潮や洪水の際の海や河川の水位より低い土地に形成されている場合が多く、河川から水が溢れたり堤防が決壊したりすると大きな被害が生じることになります。
- 過去10年間に約98%の市町村で水害・土砂災害が発生しました。



平成22年～令和元年の水害・土砂災害の発生状況

■ 水害・土砂災害が10回以上の市町村	: 1005 市区町村	57.7%
■ 水害・土砂災害が5～9回の市町村	: 427 市区町村	24.5%
■ 水害・土砂災害が1～4回の市町村	: 268 市区町村	15.4%
□ 水害・土砂災害が0回の市町村	: 41 市区町村	2.4%
(令和元年末 全市区町村数)		: 1741 市区町村
		100.0%



出典：水害統計

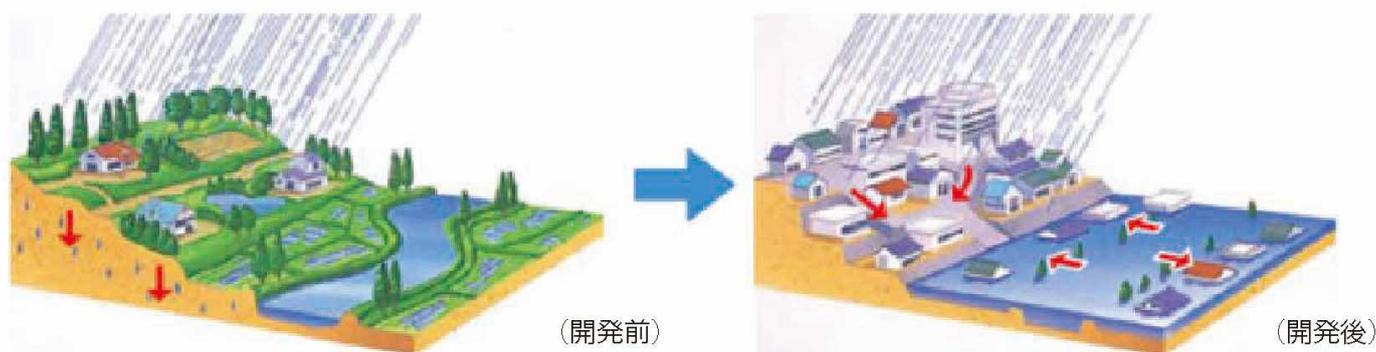
I 我が国の水害リスクの現状

都市化により高まる水害リスク

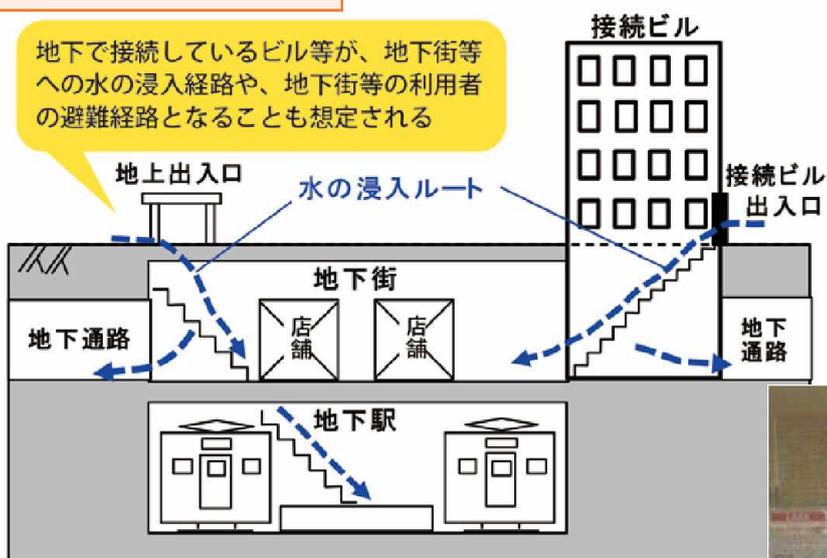
都市化による水害リスク

- 都市化が進み、流域の多くが市街化し、貯留・浸透機能を有する土地が減少したことにより、短時間に多量の表流水が河川に流入するようになるため、雨が降った際の河川の水位上昇が急激になっています。
- また、地下空間の利用が進んでいる大都市の駅前周辺等では、地下施設への浸水被害が生じるなど、水害リスクが高まっています。

開発前後の変化のイメージ



地下施設への浸水



地下街の浸水状況 H15.7 福岡水害 (博多駅)
はかた

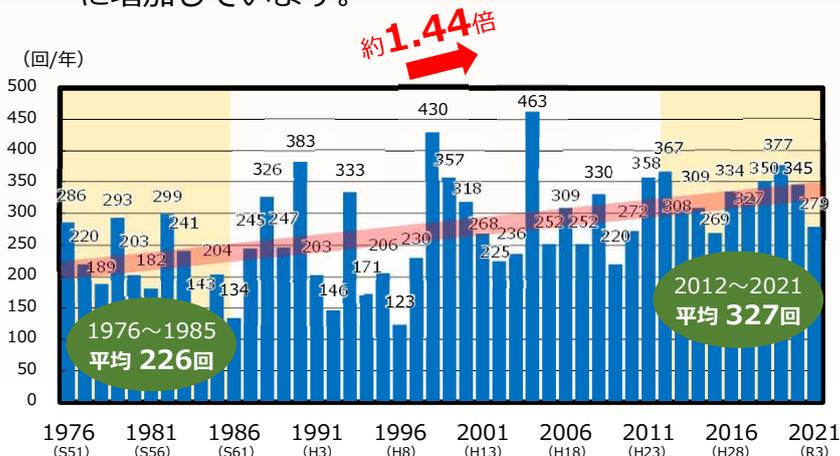
I 我が国の水害リスクの現状

気候変動により高まる水害リスク

気象変動の状況

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに大雨や短時間強雨の発生頻度や降水量などが増大することが予測されており、大規模な水災害が発生する懸念が高まります。

- 最近10年間の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間の平均年間発生回数と比べて約1.44倍に増加しています。

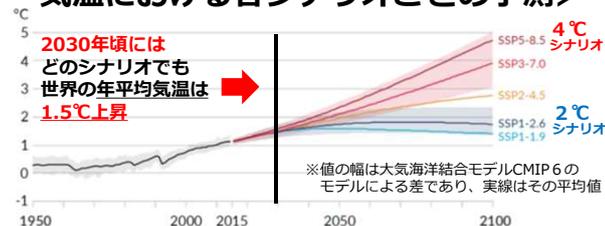


1時間降水量50mm以上の年間発生回数 (アメダス1,300地点あたり)
* 気象庁資料より作成

- 気候変動により外力の増加が懸念されます。

- IPCC第6次評価報告書によると、21世紀末までに、世界平均気温が1.0~5.7℃上昇、世界平均海面水位は0.28~1.01m上昇する可能性が高い。
- 地球温暖化の進行に伴い、大雨は多くの地域で強く、より頻繁になる可能性が非常に高い。
- 地球規模では、日降水量で見た極端な降水は、地球温暖化が1℃進行するごとに約7%強まると予測されている。

<1850年~1900年に対する世界平均気温における各シナリオごとの予測>



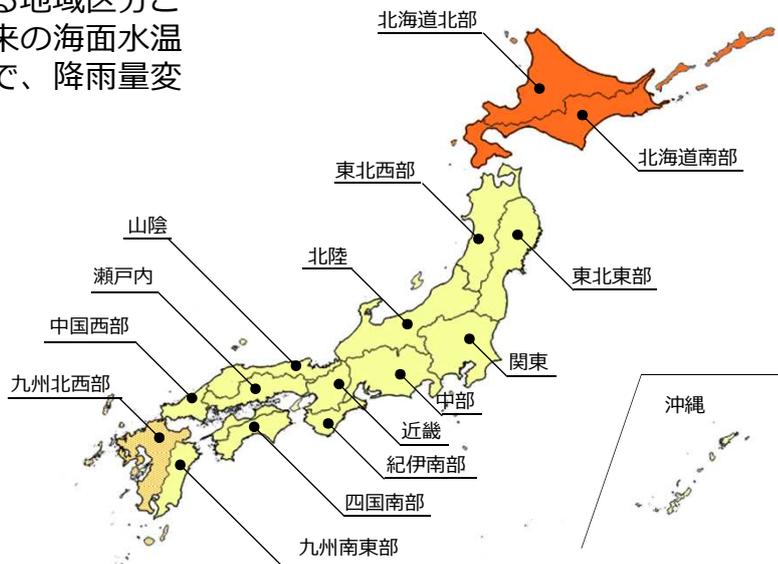
出典：AR6 Climate Change 2021: The Physical Science Basis Summary for Policymakers

- 国土交通省では、降雨特性が類似している地域区分ごとに将来の降雨量変化倍率を計算し、将来の海面水温分布毎の幅や平均値等の評価を行った上で、降雨量変化倍率を設定しました。

<地域区分毎の降雨量変化倍率>

気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言 改訂版 (令和3年4月) より

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
		短時間	
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他 (沖縄含む) 地域	1.1	1.2	1.3



- ※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと。3時間未満の降雨に対しては適用できない。
- ※ 雨域面積100km²以上について適用する。ただし、100km²未満の場合についても降雨量変化倍率が今回設定した値より大きくなる可能性があることに留意しつつ適用可能とする。
- ※ 年超過確率1/200以上の規模 (より高頻度) の計画に適用する。

I 我が国の水害リスクの現状

令和3年7月1日からの大雨

梅雨前線が6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞し、7月1日には伊豆半島で線状降水帯が発生し、日降水量300mmを超える大雨となりました。

災害発生日：7月1日～7月12日
主な被災地：静岡県等

この大雨に伴い、3日10時30分頃に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で土石流が発生しました。7月12日には全国的に広く大雨となり、青森県、三重県、島根県や鳥取県で1時間降水量の観測史上1位を更新しました。

概要

- 7月1日から3日は、静岡県の複数の地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、東海地方や関東地方南部を中心に大雨となりました。7月7日から8日は、中国地方を中心に日降水量が300mmを超える大雨となりました。7月9日から10日は、鹿児島県を中心に総雨量が500mmを超える大雨となった。7月12日は、1時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、島根県や鳥取県を中心に大雨となりました。
- 死者26名、行方不明者2名、住家の被害3,626棟の甚大な被害が広範囲で発生しました※1。
- 土砂災害発生件数274件（土石流等：31件、地すべり：8件、がけ崩れ：235件）※2。
特に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で発生した大規模な土石流により、人的被害、住家被害等の極めて甚大な被害が発生しました。
- 30水系64河川で氾濫や河岸侵食等による被害が発生しました※3。

※1 消防庁「令和3年7月1日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第35報）」（令和3年11月30日）
※2 国土交通省調べ
※3 国土交通省「令和3年7月1日からの大雨による被害状況等について（第25報）」（令和3年12月2日）



あいぞめ
逢初川上流の崩壊源頭部
(静岡県熱海市伊豆山逢初川)



土石流による被害
(静岡県熱海市)



きせ
黄瀬川大橋の被害状況
ぬまづ
(静岡県沼津市)



地すべりによる被害
ながの
(長野県長野市)



ぬた てんじょう
沼田川水系天井川の堤防決壊
みはら
(広島県三原市)



ほんかわ ほんかわ
本川水系本川からの氾濫
たけはら
(広島県竹原市)

I 我が国の水害リスクの現状

令和3年7月1日からの大雨による土砂災害

土砂災害発生件数 274件

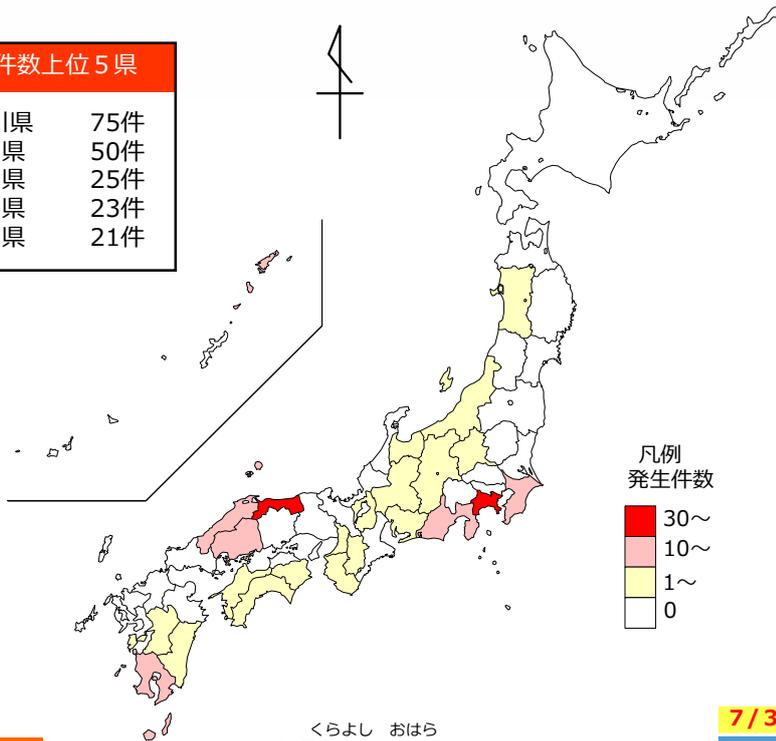
土石流等 : 31件
地すべり : 8件
がけ崩れ : 235件

【被害状況】

人的被害：死者 26名
行方不明者 1名
負傷者 7名
家屋被害：全壊 56戸
半壊 11戸
一部損壊 61戸

発生件数上位5県

神奈川県	75件
鳥取県	50件
島根県	25件
静岡県	23件
千葉県	21件



I 我が国の水害リスクの現状

令和3年8月11日からの大雨

8月11日以降、日本付近に停滞している前線の活動が活発となり、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、11日からの総降水量が多いところで1,400mmを超える記録的な大雨となりました。

この大雨の影響で、九州地方を中心に人的被害、住宅被害が発生しました。

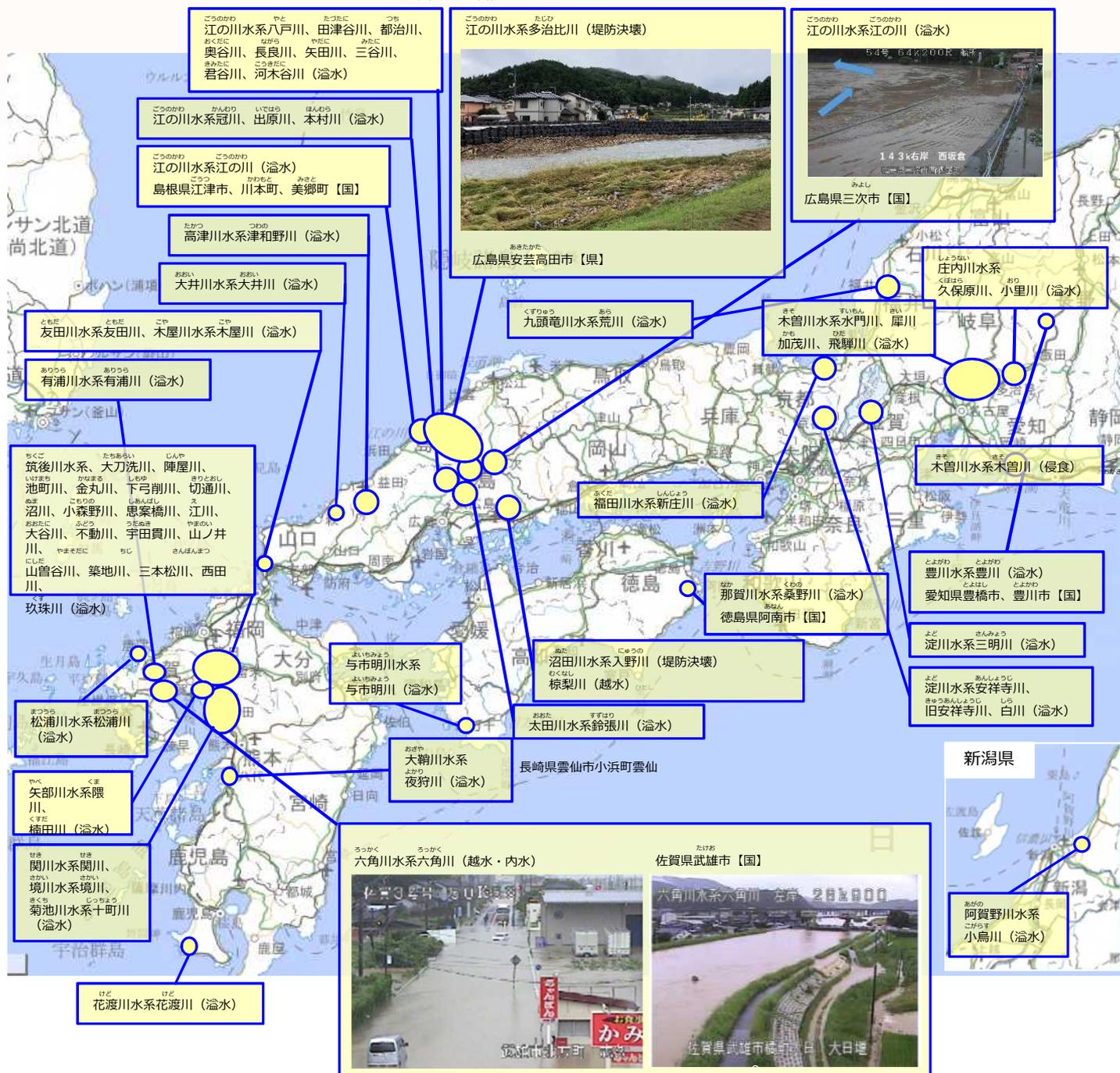
災害発生日：8月11日～22日
主な被災地：広島県

概要

- 国管理の六角川水系六角川、江の川水系江の川等をはじめ、都道府県管理を合わせて32水系88河川で、河川からの氾濫等の被害が発生しました※1。
- 32都府県で414件の土砂災害が発生し、長崎県雲仙市や長野県岡谷市で死者6名の人的被害が発生しました※2。

※1 国土交通省「令和3年8月11日からの大雨による被害状況等について（第28報）」（令和3年12月13日）

※2 国土交通省調べ



I 我が国の水害リスクの現状

令和3年8月11日からの大雨による土砂災害

土砂災害発生件数 414件

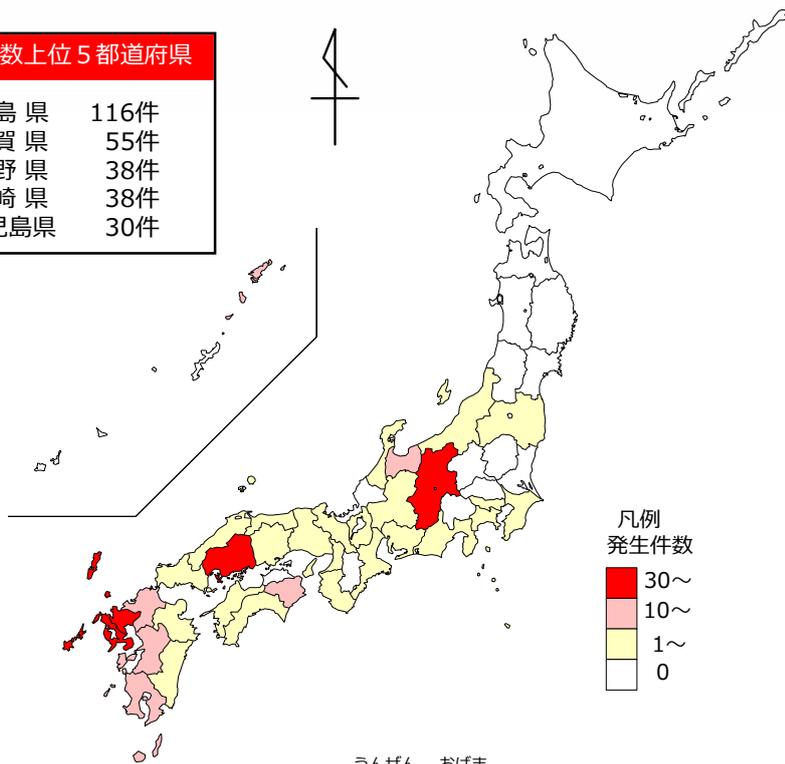
土石流等 : 90件
地すべり : 28件
がけ崩れ : 296件

【被害状況】

人的被害 : 死者 6名
負傷者 6名
家屋被害 : 全壊 11戸
半壊 8戸
一部損壊 87戸

発生件数上位5都道府県

広島県 116件
佐賀県 55件
長野県 38件
長崎県 38件
鹿児島県 30件



8/15
土石流等

おかや かわぎしひがし
長野県岡谷市川岸東



8/17
地すべり

あまくさ ほんどもち
熊本県天草市本渡町



8/14
土石流等

ひろしま にし たがた
広島県広島市西区田方



8/12
がけ崩れ

やめ やべ きたやべ
福岡県八女市矢部村北矢部



8/13
土石流等

うんぜん おばま
長崎県雲仙市小浜町



8/14
土石流等

ひろしま さえき いつかいち
広島県広島市佐伯区五日市町



Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進

気候変動のスピードに対応した水災害対策

概要 整備を超えるスピードで進行する気候変動に対応するため、気候変動適応型の水災害対策への転換が必要です。

課題

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、従来の管理者主体のハード整備だけでは安全度を向上させていくことは容易ではありません
- 未だ治水施設の整備が途上であること、施設整備の目標を超える洪水が発生すること、さらに、今後の気候変動により水災害が激甚化・頻発化することを踏まえ、より一層のスピード感を持って効果の早期発現を図ることが必要です
- 行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要です

対応

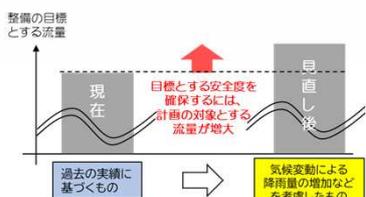
1st

- 河道掘削、堤防整備、ダムや遊水地の整備などの河川整備の加速化を図るとともに、本川・支川、上流・下流など流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、地元企業や住民などあらゆる関係者が協働してハード・ソフト対策に取り組む「流域治水」の取組を強力に推進します
- 令和3年3月には、河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を全国109全ての一級水系で策定・公表しており、各水系で設置されている国の行政機関、都道府県、市町村、地元企業等からなる流域治水協議会を活用し、関係機関と連携を図りながら、現場レベルで、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体の事前防災対策を推進します

対応

2nd

計画や基準等を「過去の降雨実績や潮位に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮したもの」へ



気候変動による河川の流量増大の反映イメージ

気候変動の影響を及ぼす現象	施設整備の対象外力等の見直し
大雨の発生頻度や強度の増加	・河川整備の目標流量 ・下水道の計画雨量 ・砂防計画で扱う土砂量 等
海面水位の上昇	・海岸保全等の目標とする潮位 ・港湾の施設の設計潮位 等
台風等の強大化	・水資源開発施設(ダム等)が供給できる水量
無降水日数の増加	
積雪量の減少 等	

気候変動の影響により見直し対象となる対象外力の例

気候変動による影響を反映した計画や基準に則り、

流域治水をはじめ、ハード・ソフト一体となった抜本的な対策に着手

気候変動を踏まえたハード・ソフト一体となった水災害対策の方向性

概要 近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指します。

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築。洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ。

変化

気候変動の影響

(水災害の激甚化・頻発化)

従来の水災害対策では、安全度の早期向上に限界

⇒ 整備の加速、対策手法の充実

社会の動向

(人口減少や少子高齢化)

「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成による地域活力の維持

⇒ 水災害に強い安全・安心なまちづくり

技術革新

(デジタル化・スマート化等)

5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の著しい進展

⇒ これら技術を活用した避難行動の支援や防災施策へスピーディーに活用

方向性

強靭性

甚大な被害の回避、早期復旧・復興までを見据えた事前の備え

包摂性

あらゆる主体が協力した取組

持続可能性

将来にわたり継続的に取り組み、社会や経済を発展させる

今後の対策

気候変動を踏まえた計画や基準等の見直し

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策「流域治水」の推進
⇒ 「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災対策の加速

Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

治水対策の考え方

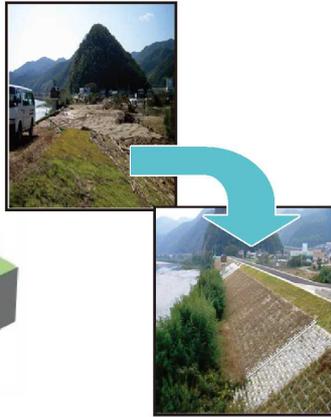
洪水氾濫を未然に防ぐ対策

比較的発生頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

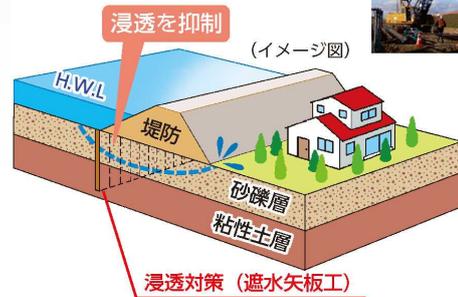
- 洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して堤防を安全な構造とするための堤防整備します。
- 洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施しています。

堤防整備

堤防をつくり水の流れる断面を大きくする



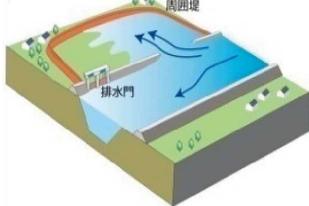
洪水等による堤防への浸透・侵食作用に対して、安全な構造とする



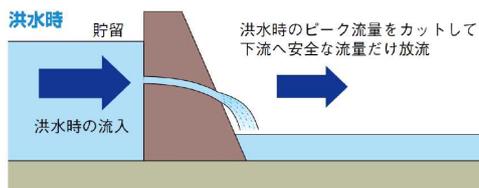
洪水調節施設（遊水地、ダム）

遊水地、ダムで水を一時貯め、洪水時の河川の水位を下げる

遊水地

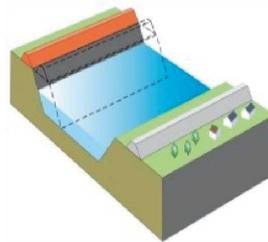


ダム



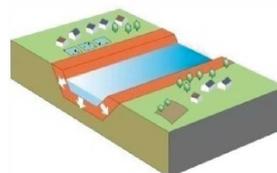
引堤

川幅を広げることにより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる



河道掘削

河川を掘削して水の流れる断面を大きくして水位を下げる



Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

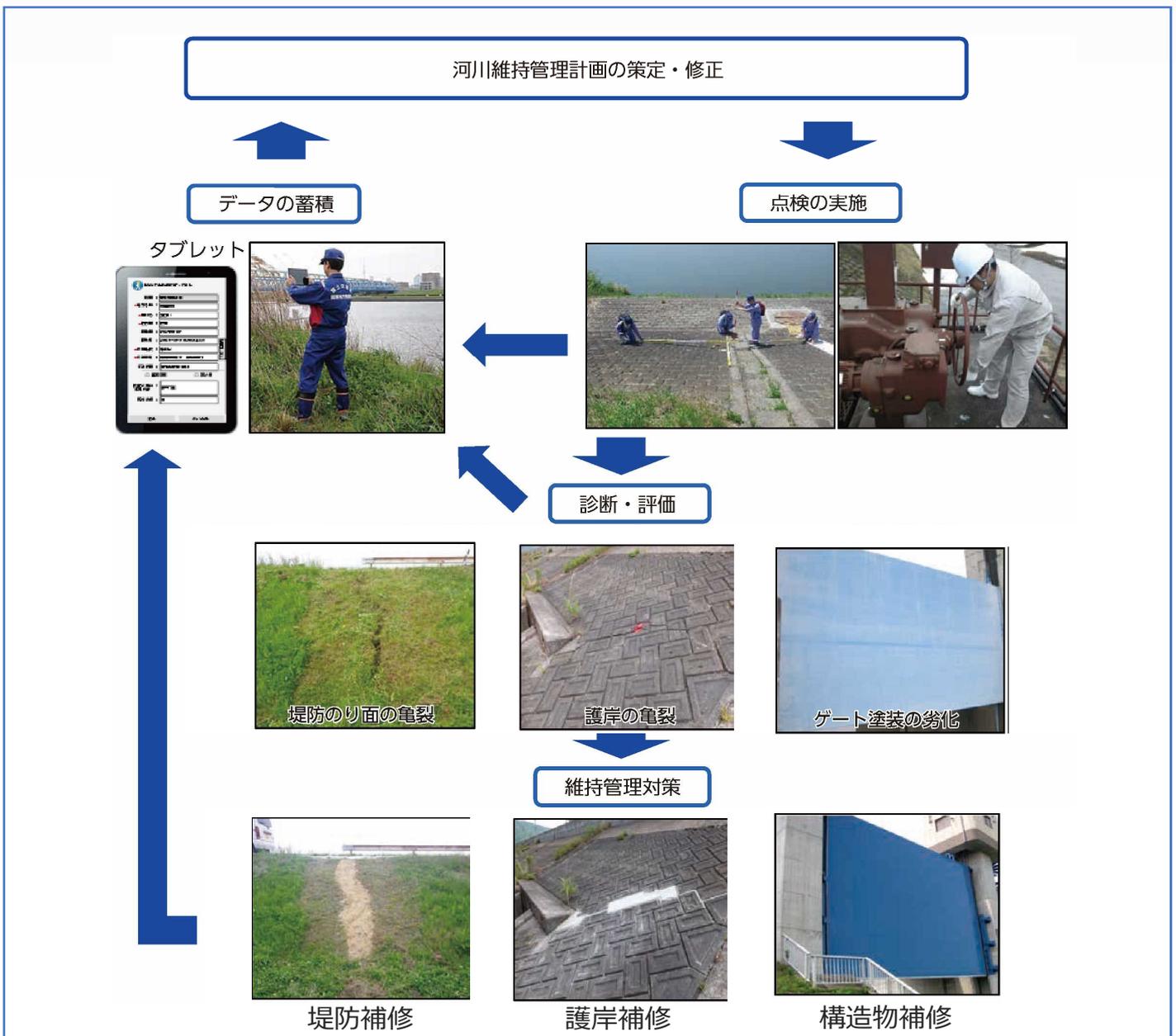
戦略的維持管理・更新

中長期的視点に立った維持管理計画

維持管理は長期的視点に立って計画的に取り組むことが重要であり、そのためには、点検・診断結果やこれらの評価結果を踏まえ、施設の長寿命化計画等の維持管理に係る中長期的な計画の策定や見直しを推進し、当該計画に基づき維持管理対策を実施します。

メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・評価の結果に基づき、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に必要な対策を実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用します。



Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

戦略的維持管理・更新

予防保全型の維持管理への転換

維持管理コストの最小化に向け、長寿命化計画に基づく「予防保全型」の維持管理への転換を進めています。

予防保全型維持管理

状態監視

- ・施設点検
- ・施設操作時の動作値

状態・傾向を把握

適切な時期に修繕・更新を実施

致命的な不具合を防止

施設の延命化

【水門等（扉体）】

点検メニュー

- ・ローラの回転状況
- ・塗装の状態
- ・給油脂 等



【排水機場（ポンプ）】

点検メニュー

- ・振動
- ・発錆状況
- ・摩耗 等



塗装
塗替え



ポンプ
更新



長寿命化対策と高度化・効率化の推進

河川管理施設について、耐久性のある部材を適用する等の長寿命化対策と合わせ、無動力化や遠隔監視・操作化を推進し、トータルコストの縮減や管理の高度化・効率化に取り組んでいます。



老朽化により機能低下した樋門ゲートの更新と合わせ、ゲート材質や開閉機構を変更

ゲートの材質を鉄からステンレスに変更



樋門操作の無動力化（フラップゲート化）



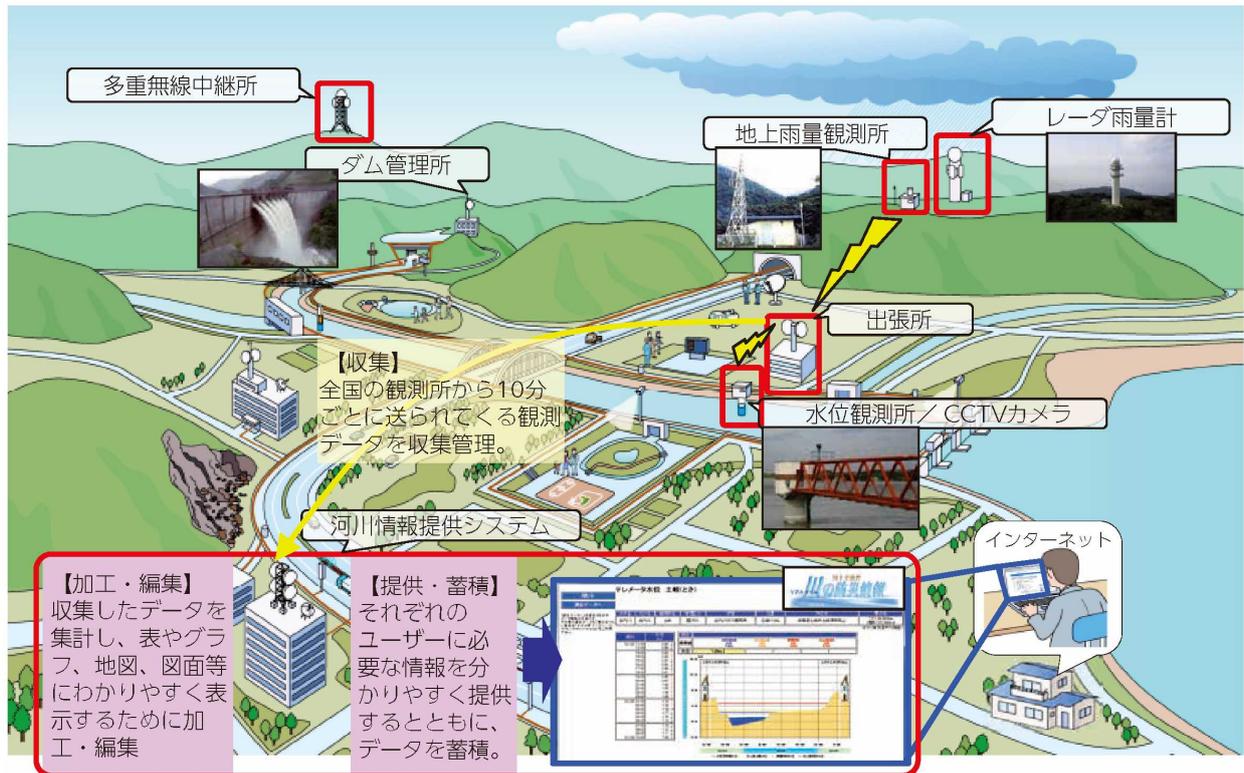
排水機場等の状態監視や操作を遠隔化



Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

防災情報の収集・提供

常時（24時間・365日）観測されている河川情報（雨量、水位、カメラ画像等）を収集、加工・編集し、インターネットサイト「川の防災情報」として、住民、市町村、河川管理者等に提供します。

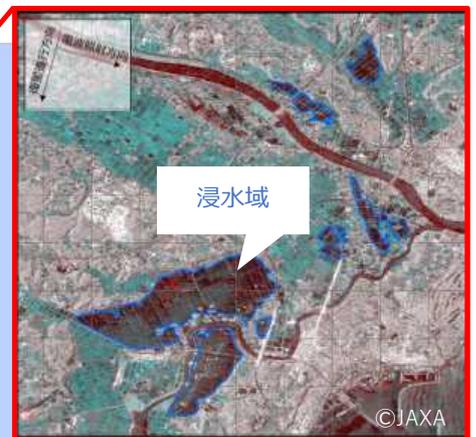


大規模な氾濫が発生した際には、昼夜問わず悪天候下においても浸水域を把握できる合成開口レーダ（SAR）等を搭載した人工衛星「だいち2号」等を活用して、浸水域を広域的に把握します。



衛星に搭載したSARからの、1度のレーダ照射により、浸水域を広域的に観測します。

茨城県ひたちなか市、水戸市、大洗町周辺の浸水状況を把握します。
(令和元年10月14日12時)



Ⅲ 施策の紹介

気候変動を踏まえたハード・ソフト一体となった水災害対策の方向性

気候変動を踏まえた計画の見直し

概要

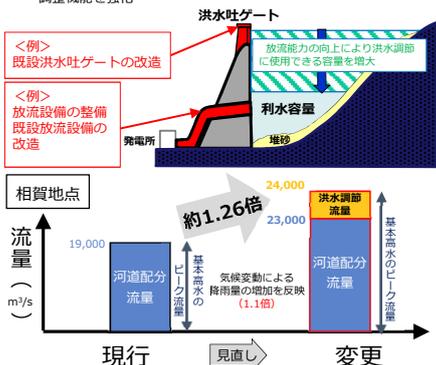
- 堤防やダム等の施設で氾濫を防止するとして定めたハード整備の目標流量などが、将来の気候変動によりどの程度変化するか等の科学的な分析を水系ごとに実施し21世紀末に備えるため、温暖化の影響を予め治水計画に反映し見直した上で、それに基づき、中長期的、かつ計画的に河川整備を進めます。
- 河川整備基本方針のピーク流量を上回る洪水が発生した3水系について、河川整備基本方針（以下、「方針」という。）の見直しを実施。令和4年以降、他水系の方針についても順次見直しを実施します。
- 見直しに当たっては、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、基本高水を超えるような規模の洪水に対しても氾濫被害をできるだけ軽減するよう河川等を整備することを記載します。
- 加えて、流域治水の観点を踏まえ、あらゆる関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組を支援することを記載します。

新宮川水系（令和3年10月15日変更）

- 利水ダム群の治水への活用
- 濁水対策の強化
- 河道掘削の強化と掘削土の地域防災対策への活用
- 土地利用と一体となった輪中堤の整備・保全 等

利水ダムの活用等による洪水調節の強化

- 降雨予測技術向上による確実な容量確保、確保された容量を効率的に活用する操作ルールへの変更、放流設備の改造等を行い洪水調整機能を強化



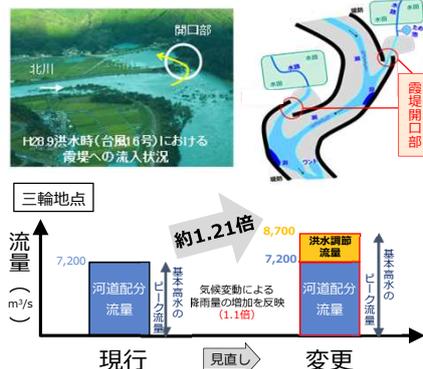
※基準地点相賀における 河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

五ヶ瀬川水系（令和3年10月15日変更）

- アユの産卵場保全等を考慮した河川整備
- 霞堤の整備・保全
- 河川整備と一体となったまちづくりの推進 等

霞堤の整備・保全

- 支川（北川）では、従来からの遊水機能を有している霞堤の保全と持続的管理及び水勢などを減じる河畔林の保全、関係機関や地域住民と連携した土地利用の調整や宅地の高上げ等を実施



※基準地点三輪における 河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

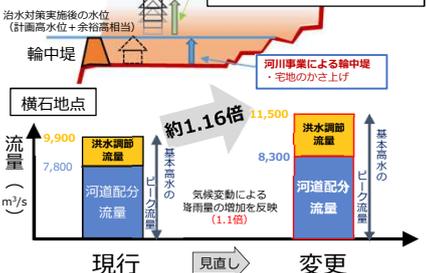
球磨川水系（令和3年12月17日変更）

- 令和2年7月豪雨のような基本高水を上回る規模の洪水への対応
- 地域の宝である清流を積極的に保全
- 流域治水に主体的に参画する人材の育成 等

まちづくりと連携した河川整備

- 中流部においては、集落全体をかさ上げし、その後家屋やインフラ等含む生活基盤をまちづくり等と連携して再構築を実施するとともに、河川事業とまちづくり等と連携して、輪中堤・宅地かさ上げを実施

実際の宅地かさ上げ高さについては、まちづくりとの連携を回り高さを設定
河川事業による輪中堤・宅地のかさ上げ
自治体のまちづくり等と連携したかさ上げ
※かさ上げは、短期工事を活用（土砂の有効活用として）



※基準地点横石における 河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

ハード・ソフト一体の水害対策「流域治水」の推進

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

概要

- 水害の激甚化等を踏まえ、関係16省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置（令和2年10月28日）し、緊密な連携・協力により、流域治水の取り組みを充実します。
- 流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の着実な推進に向け、関係府省庁の連携策も含め各府省庁が展開する流域治水対策について、今後の進め方や目標について集約した「流域治水推進行動計画」を令和3年7月に作成しました。

関係省庁

内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省



会議の様子



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

Ⅲ 施策の紹介

「流域治水」の推進に当たっての法的枠組みの活用

概要

- ・ 気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発しました。例)平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 など
- ・ 令和3年に制定された特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（通称「流域治水関連法」）により、特定都市河川の指定要件を拡大し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組みます。

特定都市河川の指定要件

市街化の進展

市街化の進展が著しく、**家屋連坦等により河道拡幅が困難な河川**

自然の条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への**排水制限**が想定される河川

狭窄部、景勝地の保護、海面潮位等により河川の整備や排水が困難な河川

流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20・30年の間に実施する取組を定める
関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

大和川での流域治水の実践

大和川水系大和川他18河川について、流域治水関連法施行後**全国初となる特定都市河川の指定**を行い、流域治水を強力に推進

令和4年1月12日大和川流域水害対策協議会

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

○：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ **構成員は協議結果を尊重**

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備を加速化する**

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え民間企業等の雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設**

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1- 30m^3 の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可等

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間、 $1,000\text{m}^2$ 以上 ※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**原則開発禁止**
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

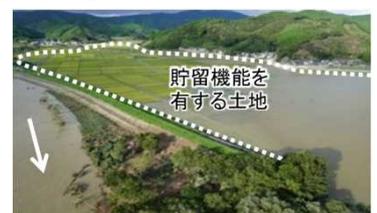


浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

貯留機能保全区域

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

Ⅲ 施策の紹介

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

概要

本対策は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（26対策）
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（12対策）
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（15対策）

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講じます。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策

■流域治水対策（河川・砂防・海岸・下水道）

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方にに基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化します。

堤防整備



ダム建設・ダム再生



砂防関係施設整備



■下水道施設の地震対策

大規模地震の発生リスクが高まる中で、公衆衛生の強化等のため、下水道管路や下水処理場等の耐震化を実施します。

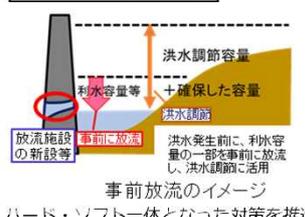


処理場の耐震化（躯体補強）

大規模地下貯留施設



既存ダムの治水活用



海岸保全施設整備



2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

■河川・ダム・砂防・海岸・下水道施設の老朽化・長寿命化等対策

早期に対策が必要な施設の修繕・更新を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を図ります。



対策前



対策後

老朽化したポンプ設備の修繕・更新により、災害のリスクを軽減



対策前

常時流水の影響による摩耗の進行



対策後

高耐久性材料を活用した改築

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

■河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策

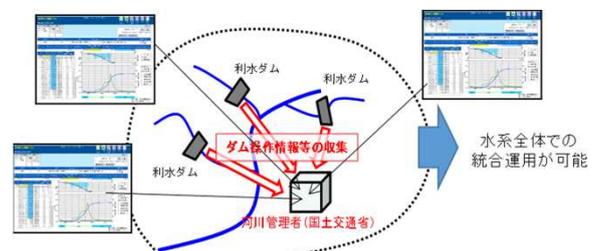
適切な施設維持管理や施設操作の高度化のため、排水機場等の遠隔化や、3次元データ等のデジタル技術を活用した維持管理・施工の効率化・省力化を図ります。



河川管理施設の遠隔化（監視・操作）イメージ

■河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

住民の避難行動等を支援するため、降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダムの諸量データの集約化やダムや河川等とのネットワーク化を図るとともに、水害リスク情報の充実や分かりやすい情報発信、迅速な被災状況把握等を行うためのシステム強化等を実施します。



利水ダムのネットワーク化により、流出量をリアルタイムに把握

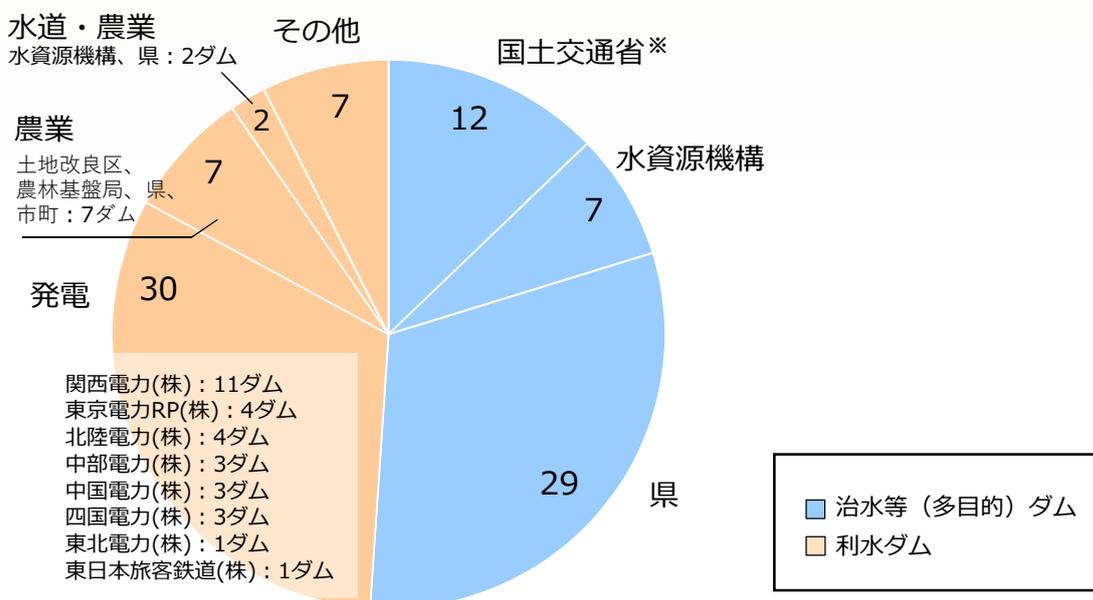
Ⅲ 施策の紹介

利水ダム等の事前放流の推進

概要

- ・水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量も活用して、河川の氾濫による被害を軽減する取組を関係省庁と連携して実施します。
- ・具体的には、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月）に基づき、河川管理者と関係利水者等との間で治水協定を締結し、令和2年の出水期からダムの「事前放流」の新たな運用を開始しました。
- ・令和3年度においては全国の計94ダムで事前放流を実施しました（うち46ダムは利水ダム）。
- ・このうち、令和3年8月の前線停滞に伴う大雨（11～19日）においては全国の計69ダムで事前放流を実施しました（うち32ダムは利水ダム）。

令和3年度に事前放流を実施した94ダムの管理者



令和3年度の事前放流実施ダム数

治水等（多目的）ダム（国土交通省*）	12 (9) ダム
治水等（多目的）ダム（水資源機構）	7 (7) ダム
治水等（多目的）ダム（県）	29 (21) ダム
利水ダム	46 (32) ダム

() 令和3年8月の前線停滞に伴う大雨（11日～19日）の事前放流実施ダム数

*内閣府沖縄総合事務局含む

計：94 (69) ダム

令和3年度出水期における事前放流の実施状況

主な降雨	6月末から7月上旬 梅雨前線大雨	台風 第6号	台風 第9号	8月中旬 前線大雨	台風 第12号	台風 第14号	台風 第16号	その他	合計
確保容量 (万m ³)	1,048	83	327	7,622	232	49	47	734	10,140
東京ドーム換算	8 個分	0.7 個分	3 個分	61 個分	2 個分	0.4 個分	0.4 個分	6 個分	82 個分
八ッ場ダム換算	0.1 個分	0.01 個分	0.04 個分	0.8 個分	0.03 個分	0.01 個分	0.01 個分	0.1 個分	1.1 個分

Ⅲ 施策の紹介

高台まちづくり（高規格堤防等）の推進

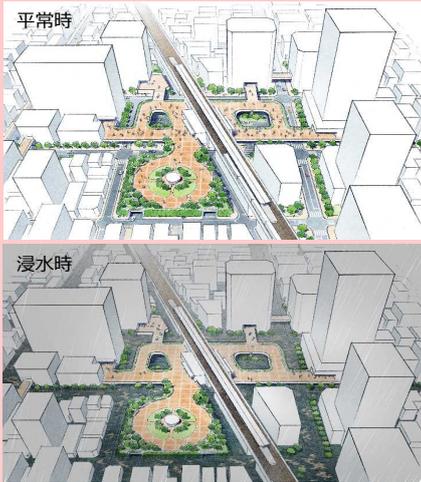
概要

- 人口・資産が多く集積するゼロメートル地帯等において、ひとたび大水害が発生すると広範囲で長期間の浸水が想定され、上層階に避難したとしても、水が引くまでの間、水道・電気・ガス・トイレが使えない生活に耐えることになります。
- このため、高規格堤防の整備、公園の高台化、建築物の上層階での避難スペースの確保等により高台の拠点を確保し、これらの拠点を想定される浸水深よりも高い位置にある道路や通路等で線的・面的につなぐことにより、命の安全・最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする「高台まちづくり」を推進します。
- 「高台まちづくり」は、平時においても地域の賑わい空間として機能を発揮します。

高台まちづくりのイメージ

建築物等（建物群）による高台まちづくり

〔平常時〕賑わいのある駅前空間
〔浸水時〕避難スペース等を有する建築物とペDESTリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保



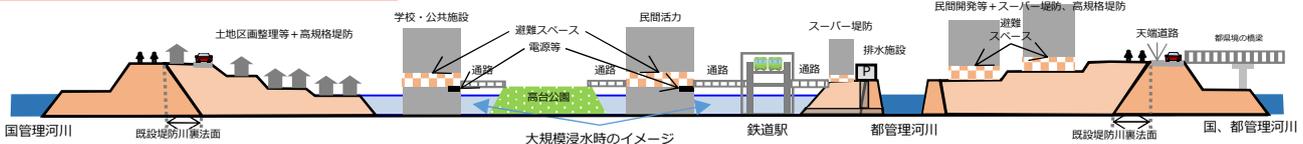
高台公園を中心とした高台まちづくり

〔平常時〕河川沿いの高台公園
〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能



高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり

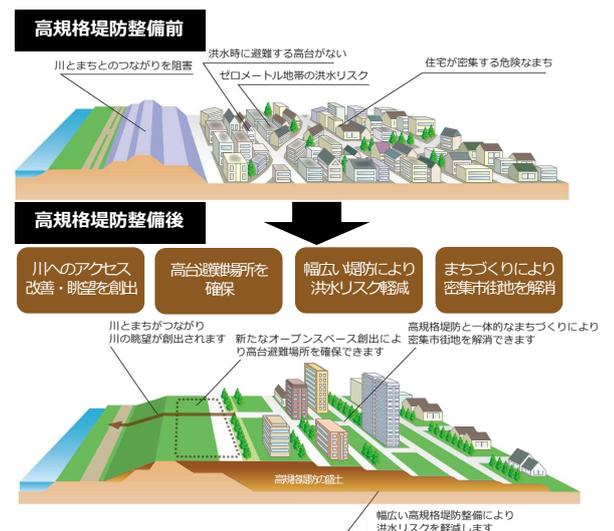
〔平常時〕良好な都市空間・住環境を形成
〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連続盛土等を通じて浸水区域外への移動も可能



出典：『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』（令和2年12月）

高規格堤防整備の概要

- 首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積したゼロメートル地帯等の低平地においては、堤防決壊による壊滅的な被害を回避することを目的として、通常の堤防と比較して幅の広い高規格堤防を整備します。
- 高規格堤防の整備にあたってはまちづくりと一体となって事業を進めており、緊急的な高台避難場所の確保や密集市街地の解消、川へのアクセスの改善・眺望の創出など、良好な都市空間の形成など、多面的な効果を発揮します。



Ⅲ 施策の紹介

100mm/h 安心プラン

概要

- 「100mm/h安心プラン」とは、近年、短時間の局地的な大雨により浸水被害が多発していることへの対策として、河川管理者による河川の整備又は下水道管理者による下水道の整備に加え、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、分散型の雨水貯留浸透施設の整備等の流域における流出抑制や、危険情報の周知体制の構築等により、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画をいいます。
- 登録した地域については、計画的な流域治水対策の推進が図られるとともに、地域住民の防災意識の向上につながることを期待されます。

制度の仕組み



地域の安全度向上

登録を受けた内容について変更が生じた場合には、「100mm/h安心プラン」の変更を行います。

事例

調整池整備 (静岡県)



平常時



降雨時

流域対策 (長野県)



平常時



降雨時

水防訓練 (福岡県)



止水板の設置訓練状況

水災害対策図上訓練 (福島県)



登録状況

- 100mm/h安心プラン登録状況 (令和3年3月末時点)
- ・ 全国で24箇所を登録

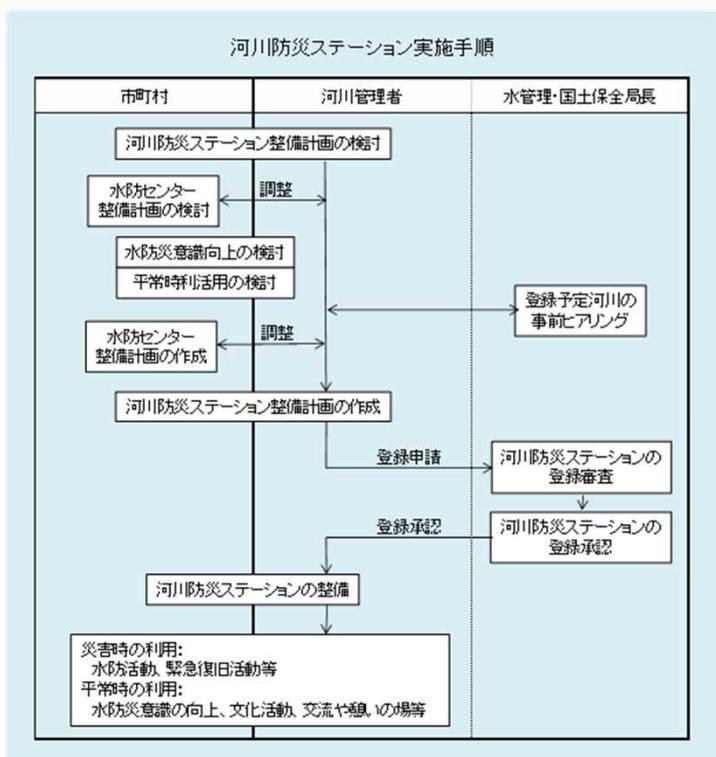
Ⅲ 施策の紹介

河川防災ステーションの整備

概要

- 「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。
- 洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。
- 国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

制度の仕組み



事例

河川防災ステーションの全景



おおたかしま 大高島河川防災ステーション (群馬県：利根川)

河川防災ステーションの平常時利活用



さわら 佐原地区河川防災ステーション (千葉県：利根川)

おぎの 狹野地区河川防災ステーション (佐賀県：嘉瀬川)

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザードリスク

本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアの関係者等が「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かし、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させる6つの連携プロジェクトを実行します。

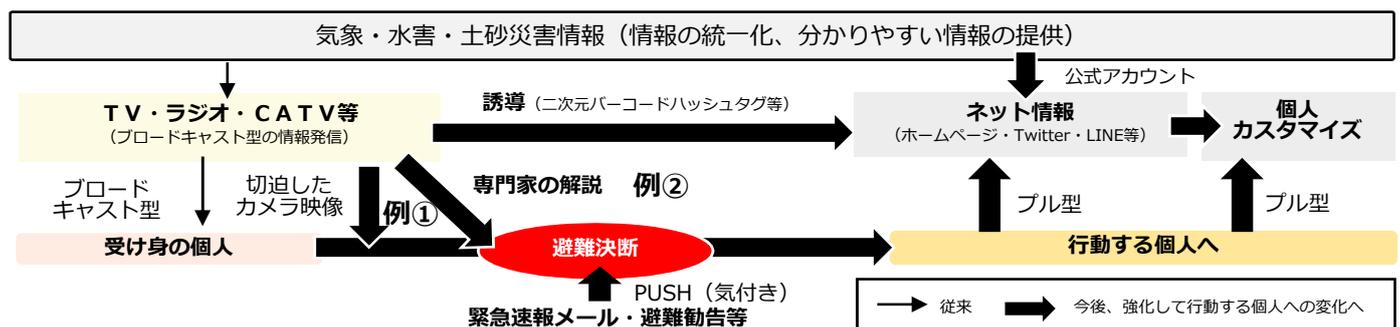
＜参加団体＞ (株)エフエム東京、(特非)気象キャスターネットワーク、(特非)気象と地域防災フォーラム、ゲヒルン(株)、全国地方新聞社連合会、ソフトバンク(株)、(一財)道路交通情報通信システムセンター、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(株)文化放送、(一財)マルチメディア振興センター、ヤフー(株)、KDDI(株)、LINE(株)、(株)NTTドコモ、Twitter Japan(株)、常総市防災士連絡協議会、新潟県見附市 等

「住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト」をとりまとめ ～受け身の個人から行動する個人へ～

- ・災害情報単純化プロジェクト ～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～
- ・災害情報我がことプロジェクト ～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現～
- ・災害リアリティー伝達プロジェクト
～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～
- ・災害時の意識転換プロジェクト
～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～
- ・地域コミュニティ避難促進プロジェクト
～地域コミュニティの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～
- ・災害情報メディア連携プロジェクト ～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～

それぞれのメディアの特性を活用した災害情報の提供と連携

それぞれのメディアの持つ情報の特性を活かして、カメラ映像など、住民の避難行動のきっかけとなる切迫した危険情報を分かりやすく提供することで、受け身の個人から行動する個人への変化を促します。



例①：地域防災コラボチャンネル



地域防災コラボチャンネルの事例：ケーブルワン
地域密着性というメディア特性を活かし、身近な地域の防災情報を届けます。

例②：専門家の解説（地方気象台と共同会見）



関東地方整備局と東京管区気象台による合同会見
国土交通省職員など専門家がメディアで解説し、状況の切迫性を伝えます。

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

洪水情報のプッシュ型配信

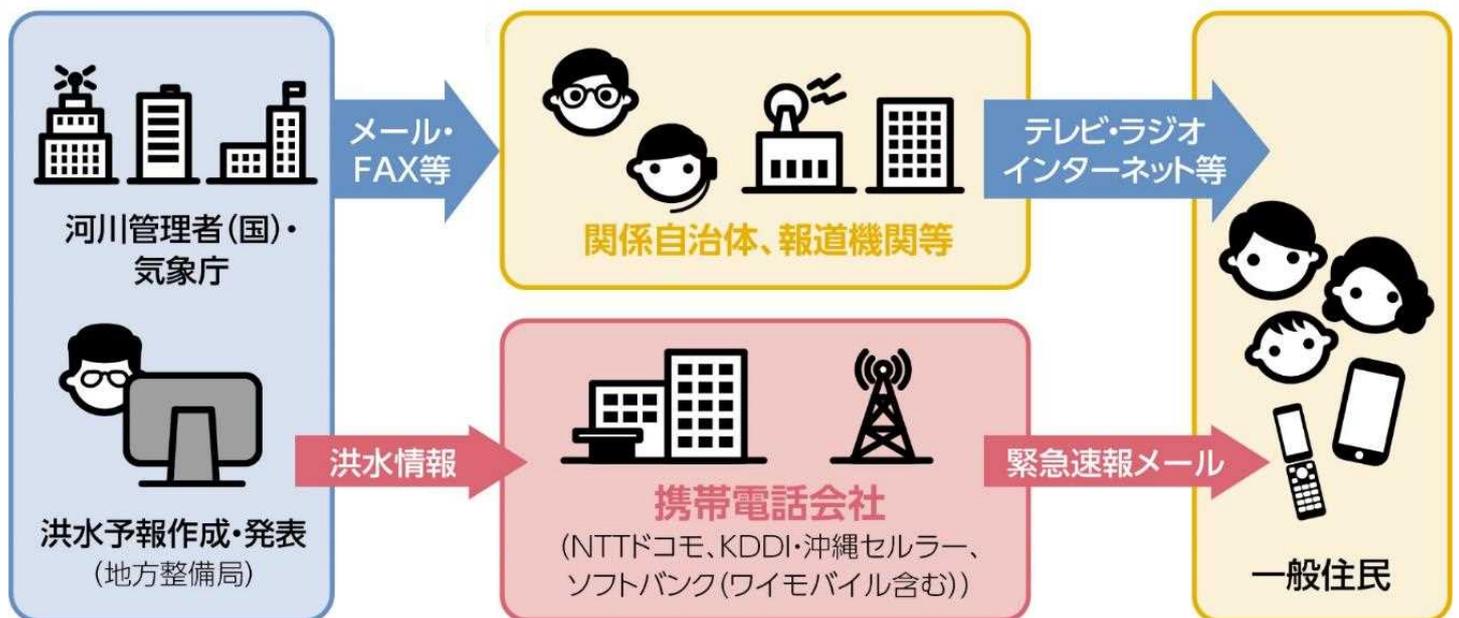
緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を全国の国管理河川全109水系において実施しました。

洪水の危険性を流域住民へ迅速に周知し、主体的な避難を促進します。

概要

- 洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、緊急速報メールを活用した洪水情報※のプッシュ型配信に取り組んでいます。平成30年5月1日から、国管理河川全109水系に配信対象をエリア拡大しました。
- 令和元年東日本台風の検証を踏まえ、短い文章で住民に危機感が的確に伝わるようメール文章を改善しました。

※「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（警戒レベル4相当）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報



※このメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知し、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取り組みです



平成27年9月に発生した関東・東北豪雨における洪水の発生状況（鬼怒川）

①河川氾濫のおそれ	②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)
<p>(件名) 河川氾濫のおそれ</p> <p>(本文) 〇〇川で氾濫のおそれ</p> <p>〇〇橋(〇〇市)付近で河川の水位が上昇、氾濫が発生する危険があります</p> <p>自治体からの情報を確認し、安全確保を図るなど速やかに適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になります</p>	<p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本文) 〇〇川で氾濫が発生</p> <p>〇〇市〇〇地先(〇〇側)付近で河川の水が堤防を越えて住宅地などに押し寄せています</p> <p>命を守るための適切な防災行動をとってください</p>	<p>(件名) 河川氾濫発生</p> <p>(本文) 〇〇川で氾濫が発生</p> <p>〇〇市〇〇地先(〇〇側)で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています</p> <p>命を守るための適切な防災行動をとってください</p>

緊急速報メールの配信文案例

Ⅲ 施策の紹介

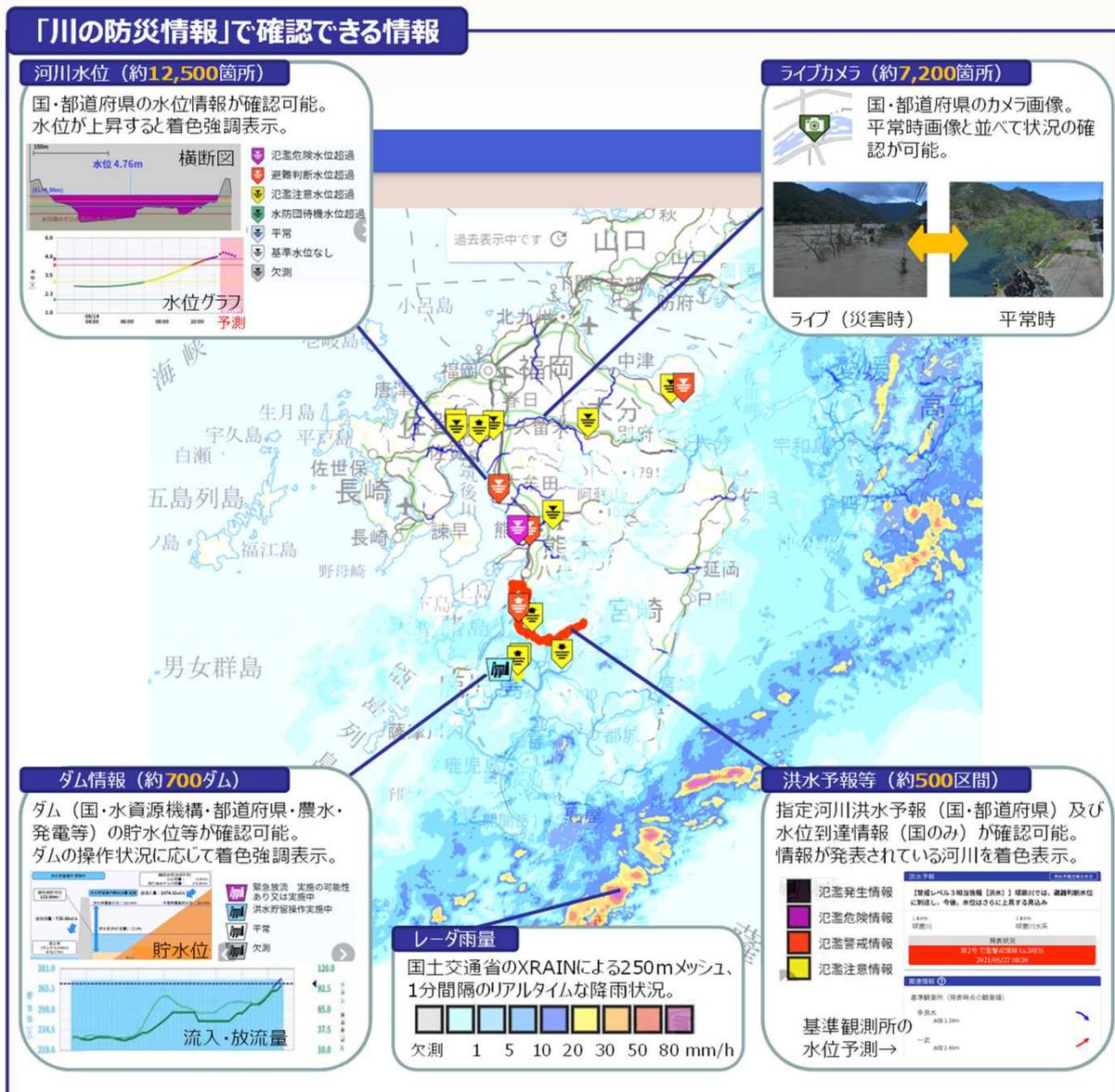
防災情報の提供と活用

川の防災情報 ～身近な川の状況をきめ細かくリアルタイムに配信～

スマートフォンやインターネットで水位情報や河川カメラ画像等のリアルタイムの河川情報を、いつでも、どこでも、入手できます。

概要

- 水災害が頻発するなか、河川情報をわかりやすく提供することで、市町村の避難指示等の発表の判断や、住民の適切な避難行動を支援することが重要です。
- 河川やダム、降雨の状況などの各種河川情報を集約し、全国の情報を一元的に提供しました。
- 基準水位超過や洪水予報の発表など洪水の危険が高まった箇所は着色の上、強調表示しました。



■ 川の防災情報
<https://www.river.go.jp/s/>



■ 「川の防災情報」英語版【試行版】
<https://www.river.go.jp/e/>



Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

河川・気象情報の伝達や危機感の共有

概要

- メディア等を通じて直接住民等へ注意喚起を図るため、水管理・国土保全局と気象庁で合同記者会見を実施します。
- 河川事務所から市区町村へのホットライン等により、河川・気象情報の伝達や危機感を共有し、避難情報の発令など市区町村の防災業務を支援します。

合同記者会見の取り組み

- 令和3年7月の大雨では、川内川の氾濫の危険性が高まっていること、鶴田ダムで緊急放流の可能性が有ることなどを伝え、警戒を呼びかけました。
- 令和3年8月の大雨では、前線性豪雨による河川の増水・氾濫の見通しに基づき、大雨特別警報発表時に初めて合同記者会見を実施。東日本から西日本に至る広範囲の被害が予想されたことから、大雨特別警報の発表対象県以外にも広く警戒を呼びかけました。



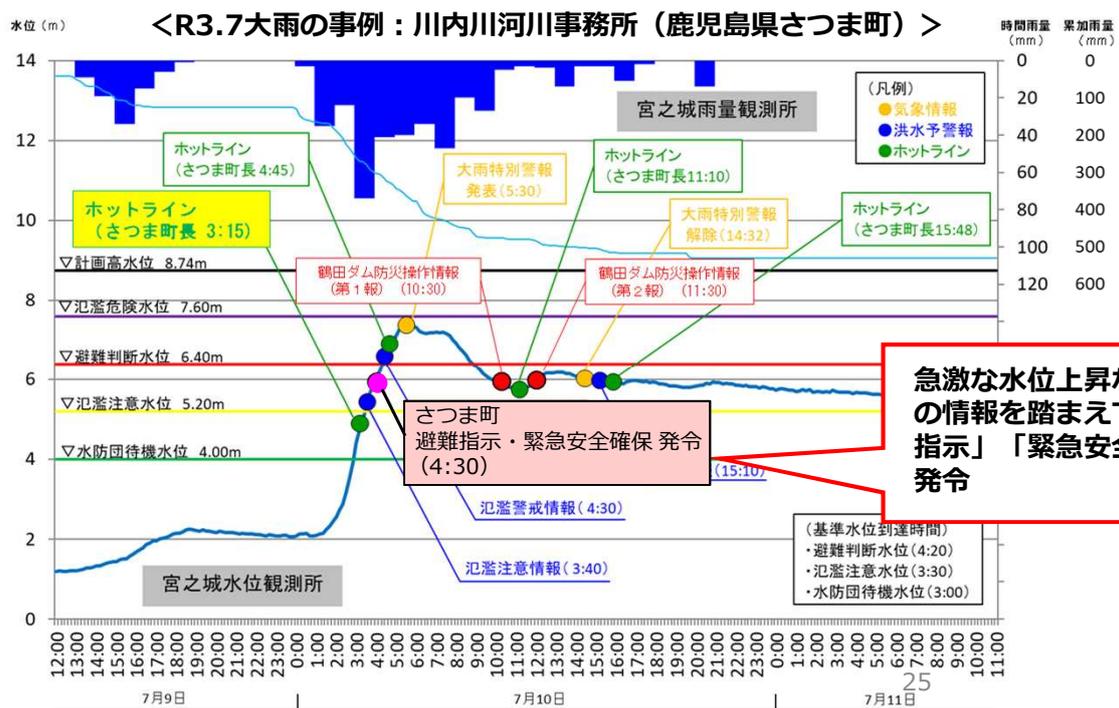
	日時
7月1日からの大雨	7月10日11:00
8月の大雨①	8月13日10:00
8月の大雨②	8月14日13:40
8月の大雨③	8月15日6:00

合同記者会見の実施日時

令和3年8月14日 合同記者会見

市区町村へのホットライン

- 河川事務所から市区町村へ直接の電話連絡（ホットライン）により、河川の増水など、災害の危険が切迫している状態について情報提供します。
- これにより、避難情報の発令など市区町村の防災業務を支援します。



河川水位と避難情報発令の状況（さつま町）

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

ハザードマップポータルサイト

身のまわりの災害リスクを簡単に調べることができます！

概要

- ハザードマップポータルサイトでは、事前の防災対策や災害時の避難などに役立つ様々な情報を全国各地でも1つの地図上でまとめて確認できる「重ねるハザードマップ」と、全国の各市町村のハザードマップを確認できる「わがまちハザードマップ」を公開しています。
- 本サイトはスマートフォンでもご利用いただけ、トップページのアイコンをクリックいただくだけで、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、道路防災情報といった様々な情報をご確認いただくことができます。
- 令和2年度からは、新たに高潮浸水想定区域（想定最大規模）の公開を開始するなど、随時、情報を追加・更新しています。

重ねるハザードマップ

～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できる。

地図を見る

場所を入力

例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

表示する情報を選ぶ



洪水
(想定最大規模)



土砂災害



高潮
(想定最大規模)



津波
(想定最大規模)



道路防災情報

各種災害リスク情報等



わがまちハザードマップ

～地域のハザードマップを入手する～

各市町村が作成したハザードマップへリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できる。

地図で選ぶ

まちを選ぶ

都道府県

市区町村



(例：東京都葛飾区のハザードマップ)



ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

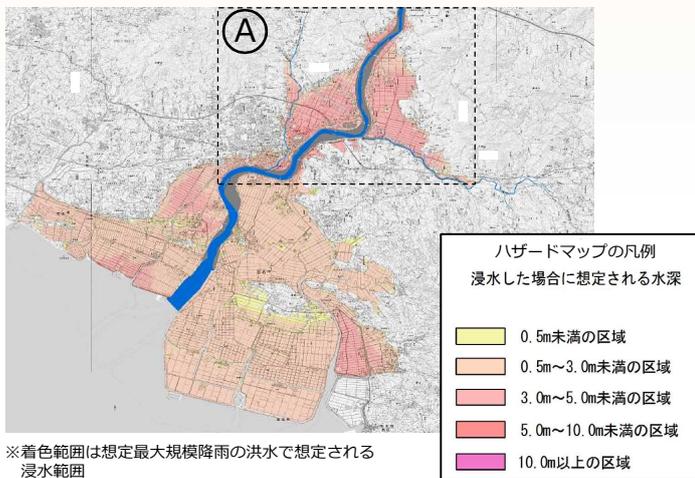
水害リスク情報の充実（水害リスクマップ（浸水頻度図）の整備）

概要

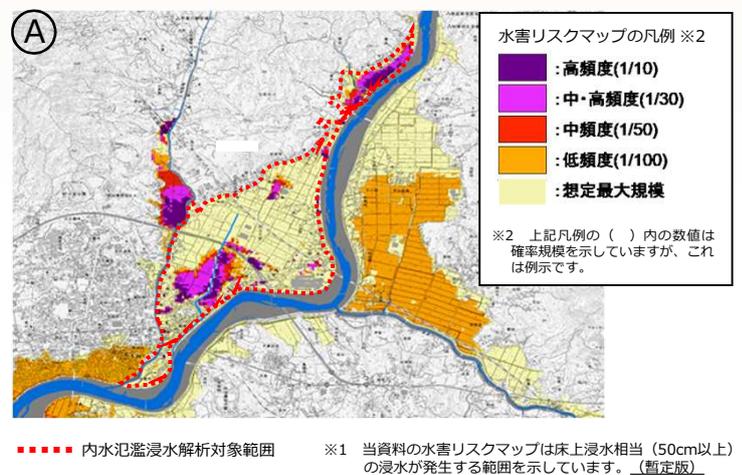
- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進します。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進します。

水害リスク情報の充実

水害ハザードマップ



水害リスクマップ※1

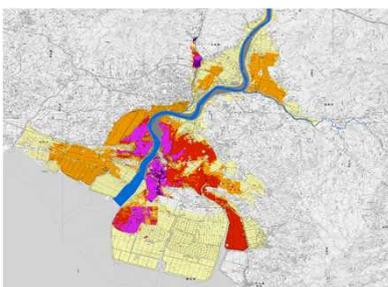


水害リスクマップの活用イメージ

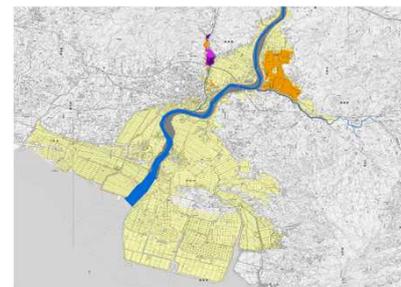
現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進
- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

現在（外水氾濫のみ）



整備後（外水氾濫のみ）



河川整備による
水害リスクの軽減

【令和4年度の国土交通省としての取組】

全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地区において、内水も考慮した水害リスクマップを作成

Ⅲ 施策の紹介

防災情報の提供と活用

防災ポータル/ Disaster Prevention Portal

「いのちとくらしをまもる防災減災」を一人ひとりが実行していくための防災情報ポータルサイトです。

概要

- ・日頃から「防災・減災」を意識し、行動に取り入れていくことが当たり前となる「防災・減災が主流となる社会」の構築には、平時より国内外に対し、適切な情報発信を行うことが重要です。
- ・令和元年東日本台風などの近年頻発する災害を踏まえ、災害に関する情報やライフライン情報、多言語対応サイトの追加等、コンテンツを充実しました。(令和2年9月)

「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」 <多言語対応サイトは 160サイト (2020年9月時点)>

今後も追加予定!

防災情報318サイトがひとまとめ! 簡単アクセス!

8言語に対応! (英語、中国語(簡体・繁体)、韓国語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語)

Point 豊富なコンテンツ

日頃から知ってほしい情報

- 被害想定
- 身の守り方
- 路線情報
- 私たちの取り組み

旅のお供! お役立ち情報

- 観光情報
- 路線情報

災害時、見てほしい情報

- 被害状況
- 気象状況
- 逃げるための情報
- 交通・物流情報
- 被災者支援情報
- 安否情報
- ライフライン情報
- 地域の情報

Point 対応言語は8言語



Point 様々な災害に対応



サイトURL

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>



Ⅲ 施策の紹介

TEC-FORCEの活動

災害発生直後からTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、被害状況調査や被害拡大防止などの技術的な支援を実施します。

※TEC-FORCE（Technical Emergency Control FORCE）：緊急災害対策派遣隊

TEC-FORCEとは

- TEC-FORCEは、令和3年4月現在、地方整備局の職員を中心に、約1万5千人の隊員を有し、創設以来108の災害に、のべ約12万7千人を越える隊員を派遣し、被災自治体の支援を行います。
- 国土交通省ウェブサイトにおいて、TEC-FORCEの支援内容を紹介した動画を公開しています。

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の概要

TEC-FORCEによる災害対応

- 大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動しています。
- TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施します。
- 南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和3年4月には隊員数を約15,000人に増強（創設当初約2,500人）。ドローン等のICT技術の活用や、排水ポンプ車等の資機材の増強など、体制・機能を拡充・強化します。

TEC-FORCEの活動内容

災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査

災害対策用ヘリコプター「ほくりく号」



「ほくりく号」による千曲川上空の浸水調査

令和元年 東日本台風
ながの
(長野県長野市上空)

Ku-SAT※による監視体制強化

イメージ



令和3年7月1日からの大雨
あたま
(静岡県熱海市)

※Ku-SAT：衛星小型画像伝送装置

被災状況の把握



令和2年7月豪雨
にしき
(熊本県錦町)

自治体への技術的助言



令和元年8月の前線に伴う大雨
おまち
(佐賀県大町町)

市町村へのリエゾン派遣



平成27年 口永良部島の火山活動
やくしま
(鹿児島県屋久島町)

捜索活動への技術的助言



平成28年 熊本地震
みなみあそ
(熊本県南阿蘇村)

排水ポンプ車による緊急排水



平成30年7月豪雨
くらしき まび
(岡山県倉敷市真備町)

派遣実績

派遣のべ人数(人・日) / 派遣回数(回)



※派遣回数については、リエゾン・JETTのみの派遣は除く。

Ⅲ 施策の紹介

TEC-FORCEの活動

令和3年7月1日からの大雨への派遣

概要

- 中部、中国、九州地方の14県20市町村へTEC-FORCEを派遣。リエゾン（橋渡し等）の活動、ドローン等による被災状況調査、排水ポンプ車による浸水排除などの自治体支援を実施しました。（一日あたり最大86人（7/8））
- 熱海市では土砂災害専門家により斜面の崩壊の危険性や雨天時の捜索活動の中止の判断基準等を助言しました。
溪流の最上流部（源頭部）等4カ所に監視カメラなどを設置し監視体制を強化。関係機関へライブ映像を配信しました。（7/4～）ドローン班（4班16名）を投入し、安全かつ迅速な調査を実施。ドローン映像は、各機関とも共有しました。（一日あたり最大49人（7/7, 8））
- 大雨特別警報が発表された九州南部の大雨では、川内川沿川自治体の要請により排水ポンプ車を派遣しました。

・派遣人数：のべ 1,285人・日 | ・災害対策用機械：のべ 211台・日

大規模土石流災害（熱海市）における活動

捜索活動支援のため、監視カメラ設置による監視体制強化等を実施しました。



源頭部には、照明車を設置し、夜間でも照度を確保しました。



救助活動における二次災害防止のため、ドローン映像等を使い助言しました。

土砂の堆積状況、周辺道路の被災状況調査を実施し、県市等と情報共有しました。



逢初川で発生した土石流による土砂の堆積状況を調査しました。



静岡県、協力企業、自衛隊と合同で、道路の被災状況を調査しました。

ドローンを駆使した迅速な被災状況の把握



ドローンにより立入困難なエリアを迅速に調査しました。

総勢4班による溪流調査
あたま
(熱海市)



大雨特別警報当日、直ちに調査しました。

いさ
(鹿児島県伊佐市)

排水ポンプ車による浸水排除



降雨への備えを含め、一日最大8台派遣しました（7/10）。

自治体の要請による排水活動(鹿児島県伊佐市)

TECアプリの試行運用



iTEC(TECアプリ)の試行により、現地調査を効率化しました。
(熱海市、島根県等)

Ⅲ 施策の紹介

TEC-FORCEの活動

令和3年8月の大雨への派遣

概要

- ・ 関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州地方の36県内の484市町村とホットラインを構築しました。
- ・ 関東、北陸、中部、中国、四国、九州地方の20県27市町へTEC-FORCEを派遣。リエゾン活動、ドローン等による被災状況調査、排水ポンプ車による浸水排除などの自治体支援を実施しました。（一日あたり最大81人（8/15））
- ・ 六角川水系六角川及びその周辺では、越水氾濫等による浸水被害に対し、排水ポンプ車により浸水排除を実施しました。
- ・ 広島県北広島町では、被災状況調査班等（6班24名）を投入し、主に河川の被災状況調査を実施し、132件の河川の施設被害を報告しました。現地調査では、TECアプリを活用し、現地調査の効率化を図るとともに、自治体等へ迅速に共有しました。

・ 派遣人数：のべ 643人・日 | ・ 災害対策用機械：のべ 138台・日

リエゾンによる自治体支援ニーズの把握 （12県16市町へ派遣）

自治体から支援ニーズの聞き取り、支援内容の調整、防災関連情報の提供等を実施しました。



自治体と支援内容の調整
（佐賀県庁）



防災機関で災害情報を共有
（福岡県庁）

ドローンを駆使した迅速な被災状況の把握

ドローンにより立入困難なエリアを安全かつ迅速に調査し、現地映像を、地整災害対策本部等へリアルタイム配信しました。



自治体へ調査映像を提供
きたひろしま
（広島県北広島町）



現地映像をリアルタイム配信
（九州地整）

防災ヘリによる広域被災調査

土砂災害、浸水状況を調査し、調査映像を自治体等へも提供しました。



自治体等へ調査映像を提供
たく
（佐賀県多久市）

排水ポンプ車による浸水排除

降雨に備えた前進配備を含め、一日最大13台派遣しました（8/15,16）。



自治体の要請により排水活動
おおまち
（佐賀県大町町）

被災状況調査

TECアプリにより、現地調査を効率化。被災状況を迅速に共有しました。



iTEC（TECアプリ）を活用
（広島県北広島町）

護岸損壊、河道埋塞等、132件の河川の被災状況調査を実施しました。



首長へ調査結果報告
（広島県北広島町）

Ⅲ 施策の紹介

水防団の活動

洪水時、越水や漏水などによる堤防の決壊を防ぐため、各地の水防団などが水防活動を実施しました。

水防団とは

- 水防法第5条の規定により設置される水防に関する防災組織で、地域の河川の氾濫や洪水等による堤防の決壊を防ぐための水防工法や地域住民の避難誘導など、人命の安全確保と被害の軽減等を目的に活動します。（水防団を設置していない市町村では、消防団が担っている）
- 全国の水防団・消防団数は2,258団体（水防団71団体、消防団2,187団体）、団員数は824,254人（水防団員13,030人、消防団員811,224人）＜2020年4月1日現在＞です。

概要

- 令和3年は、8月11日からの前線による大雨等により、堤防の決壊や内水氾濫などの水害が発生しました。
- そのような状況の中、水防団は堤防からの越水対策として「積土のう工^{つみど}」、漏水対策として「月の輪工」などの水防工法の実施、排水活動や地域住民の避難誘導等、地域の人命・財産の被害の防止・軽減に大きく貢献しました。

主な水防活動



岐阜県下呂市消防団 積土のう工
ひだ
(8月13～14日) 飛騨川



佐賀県大町町消防団 排水活動
ろっかく
(8月14～18日) 六角川



島根県出雲市消防団 避難誘導活動
たかはま
(7月6～13日) 高浜川



福岡県小郡市消防団 積土のう工+シート張り工
ほうまん
(8月12～15日) 宝満川

Ⅲ 施策の紹介

多自然川づくり

概要

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理（調査、計画、設計、施工、維持管理等）を行うものであり、すべての川づくりの基本です。

事例

多様な流れ、自然な水際の再生～郷之谷川（四国・愛媛県）^{ごうのたに}

- 河道を直線化したことにより、^{みおすじ} 滲筋が固定化し、^{せふち} 瀬淵構造が喪失し、川の流れに変化が見られず、単調な川となっていました。
- それらを改善するために、分散型落差工の設置をしました。
- その結果、水深や流速、河床材料に多様性が見られ、自然な水際も形成されました。



地域の暮らしに配慮し、多様な河川景観を創出した川づくり～糸貫川（中部・岐阜県）^{いとぬき}

- 改修前はコンクリート護岸が目立ち、また、護岸によって水際と高水敷に連続性がない川となっていました。
- それらを改善するために、護岸を土羽の緩傾斜に改修しました。
- その結果、河川景観は改善し、水際と河岸に連続性ができ、地域の人々が利用しやすい川となりました。



地域住民による川づくり～曳田川（中国・鳥取県）^{ひきた}

- 従来から河川の維持管理のボランティア活動を行っていた地元協議会が中心となって、「曳田川渓流景観整備計画」を策定しました。
- その計画を基本に河川管理者である鳥取県が河川整備を実施しました。
- その後も地元協議会との連携によって、維持管理が実施されています。



地元協議会による計画策定時の様子
(ワークショップの開催)



Ⅲ 施策の紹介

生態系ネットワークの形成

概要

生態系ネットワークとは

- 野生の生物は、餌場、繁殖の場、休息の場など様々な場所を必要とし、それぞれの場所を移動しながら暮らしています。これらの場所と移動経路のつながりを生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）と言います。
- 自然環境の喪失や分断によって生態系ネットワークが失われると生物多様性が失われ、食料の安定供給や水源の涵養等に大きな影響を及ぼすとともに、地域の魅力の喪失にもつながることから、生態系ネットワークの形成を推進し、健全な生態系を確保することが重要です。

河川管理者の取組み

- 河川は、森や里と海をつなぐ生態系ネットワークの基軸であることから、流域における多様な主体と連携しながら湿地再生等を通じて生態系ネットワークの形成を推進します。
- 豊かな生態系の指標となるコウノトリ等の親しみやすい生物をシンボルとした取組は、豊かな自然環境や無農薬ブランド米を活かした地域づくり・観光振興にもつながっています。
- 円山川流域においては、「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」を通じて多様な主体が連携し、例えば、県と市が連携してコウノトリの保護増殖や放鳥を実施しているほか、「コウノトリ育む農法」とよばれる無農薬・減農薬農法の普及に努めています。河川管理者は、コウノトリの採食地として活用される湿地の再生を行うなど、地域と連携しながら取組みを進めています。

河川を基軸とした生態系ネットワークのイメージ

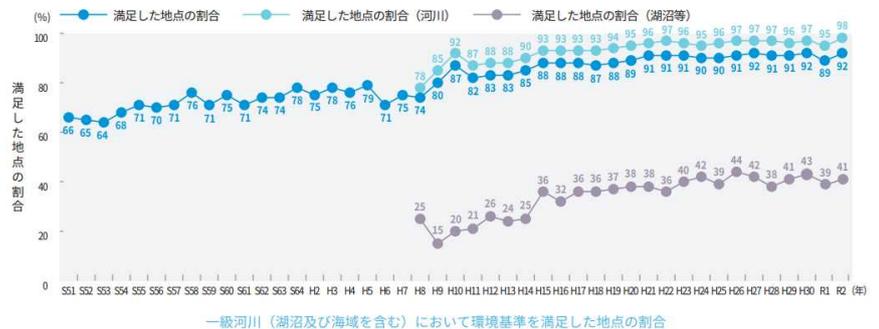


水環境の改善と水質調査

概要

- 水環境の改善や水環境の悪化が著しい全国の河川等における浄化導水、底泥浚渫等の水質浄化を行っており、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等の関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定・実施しています。（32地区で計画策定）

【生活環境の保全に関する環境基準】



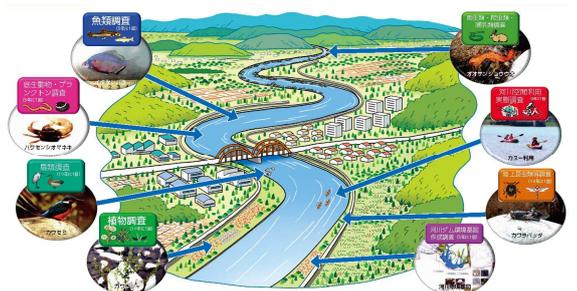
一級河川（湖沼及び海域を含む）において環境基準を満足した地点の割合

- 水質の良好な水環境を保全・回復する上で水質調査は重要です。水質調査は、昭和33年に8水系54地点において開始され、現在は、生活環境の保全に関する環境基準項目や人の健康の保護に関する環境基準項目について、湖沼を含む直轄管理区間（一部指定区間を含む）の109水系で実施しています。また、市民と協働で水質調査マップの作成やごみやにおいの感覚的指標を用いた調査、水生生物調査等についても実施しています。（調査結果は、国土交通省のHP上で広報しています。）
URL : http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kankyo/kankyousuisitu/index.html

河川水辺の国勢調査

概要

- 河川の自然環境等に関する基礎的な情報を把握するため、河川やダム湖の生物の生息・生育状況を定期的・継続的に実施しています。
- 調査項目 生物調査・魚類調査【5年に1回】・底生動物調査【5年に1回】・植物調査【10年に1回】・鳥類調査【10年に1回】・両生類、爬虫類、哺乳類調査【10年に1回】・陸上昆虫類等調査【10年に1回】・動植物プランクトン調査[ダム湖のみ]【5年に1回】河川、ダム湖環境基図作成調査【5年に1回】河川空間・ダム湖利用実態調査【5年に1回】
- 調査結果は、河川環境データベースにおいて公表しています。
URL : <http://mizu-koku.nilim.go.jp/ksnkankyo/>



（平成28年度以降の「河川水辺の国勢調査」より、平成28年度版河川水辺の国勢調査マニュアルを適用）

Ⅲ 施策の紹介

「かわまちづくり」支援制度

概要

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

制度の仕組み

ソフト支援

民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、河川敷地占用許可準則第22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援します。

ハード支援

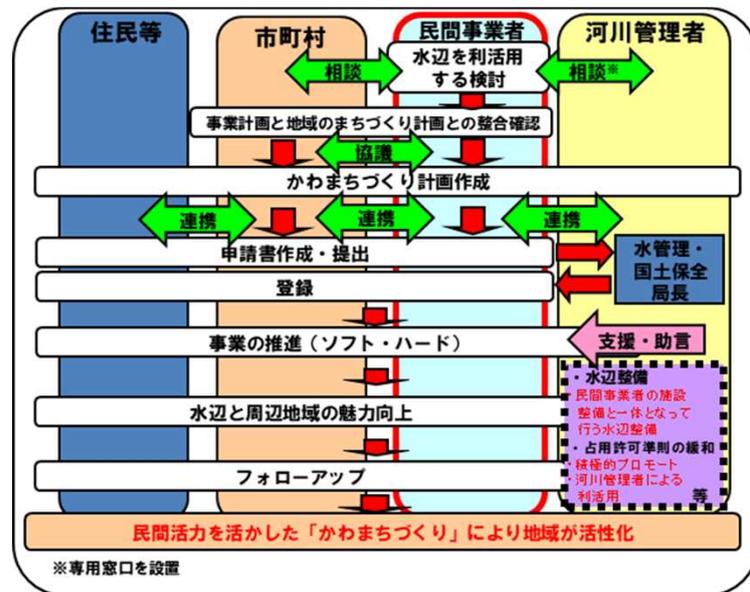
治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援します。

事例



管理用通路を親水テラスとして活用
(東京都：北十間川)

民間事業者が入った協議会が申請する場合の例



「かわまちづくり」の流れ

民間事業者と河川管理者が連携した取組

「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定（H28.2.10）により、「かわまちづくり」の計画作成に、民間事業者が積極的に参画できることとしました。これにより、民間事業者の発意による河川空間の形成が実現可能となり、民間事業者と河川管理者が連携した水辺整備を行い、賑わいのある河川空間を創出し、地域を活性化します。

<民間事業者と連携した水辺整備の例>

- ・ 民間事業者による水辺のオープンカフェ等の営業活動と河川管理者による護岸整備や管理用道路（散策できる高水敷整正、護岸、坂路等）の整備
- ・ 民間事業者による船着場の整備に併せ、河川管理者が整備



なか 那珂川 (福岡市)

Ⅲ 施策の紹介

河川協力団体

制度内容

- 河川協力団体制度とは、河川管理者と自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等とがパートナーシップを結ぶものです。
- 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると思われる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
- 申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



主な活動内容

- 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- 河川の管理に関する調査研究
- 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- 上記に附帯する活動



河川敷清掃



船による監視



外来種調査



安全利用講習

許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- 工事等の実施の承認（河川法第20条）
 - 土地の占用の許可（河川法第24条）
 - 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- 等

指定状況

河川協力団体指定状況（令和3年3月時点）

- 全国の河川協力団体の指定数：289団体（国管理河川：281団体、県管理河川：8団体）

Ⅲ 施策の紹介

河川敷地占用許可準則の緩和措置（河川空間のオープン化）

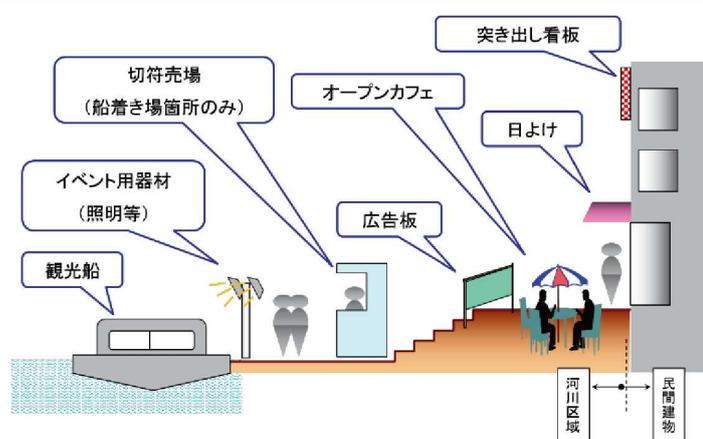
概要

河川敷地の利用については、河川敷地占用許可準則※に基づき、原則として公的主体（市町村等）に占用を許可しているところですが、多様な主体による水辺空間の積極的な活用の観点から、地域の合意等の一定の要件の下、民間事業者等による占用を可能とする緩和措置（河川空間のオープン化）を設けています。

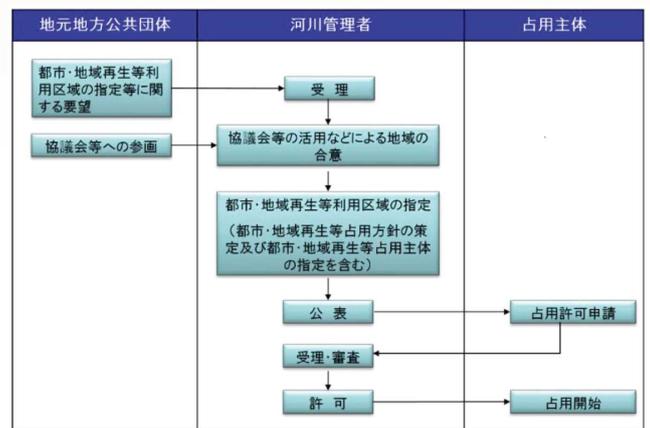
※：河川法第24条に規定する占用許可の審査基準

制度の仕組み

制度のイメージ



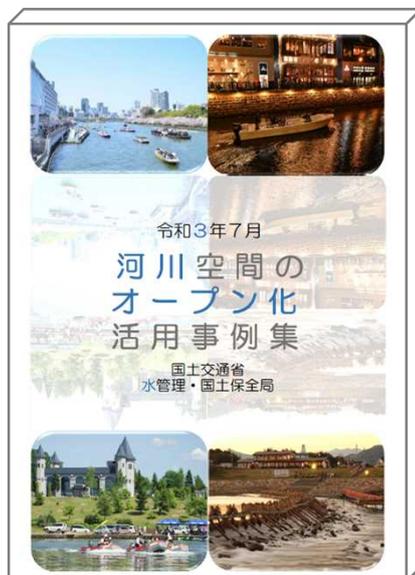
手続の流れ



事例

国土交通省HPにおいて「河川空間のオープン化活用事例集」として公表しています。

URL : <http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/index.html>



Ⅲ 施策の紹介

ミスベリング・プロジェクト

概要

- 川には自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力がある。川は地域の宝です。
- このような川の価値を更に生かすことで、その地域はもっと生き生きと、元気になることができます。
- まちの空間で日常的な生活や経済活動を営みながら、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業がいます。「ミスベリング」とは、このような人々や企業に対し、川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供し、身近なニューフロンティアとして川を生かす取組です。
- 「ミスベリング」活動を通じて、多様な主体が相互に連携することで、新たなソーシャルデザインを生み出しながら、全国各地の水辺から地域活性化を実現していきましょう。



活動事例

信濃川“ミスベリングやすらぎ堤”

- やすらぎ堤は、民間のアウトドアメーカーが「アウトドアと健康」をテーマに全体のマネジメントを担い、水辺の賑わいを創出しています。
- ヨガやピラティスなどの健康増進プログラム、SUPなどの水辺を活かしたイベントが開催されています。
- また、まちの中でありながら水辺でキャンプを楽しめるとともに、水辺キャンピングオフィスとして会議で利用することも可能となっています。

○やすらぎ堤の様子



○ミスベリングの取組



ヨガやピラティス、SUPなど様々なイベントも開催



水辺キャンピングオフィスやアウトドアラウンジなどで活用

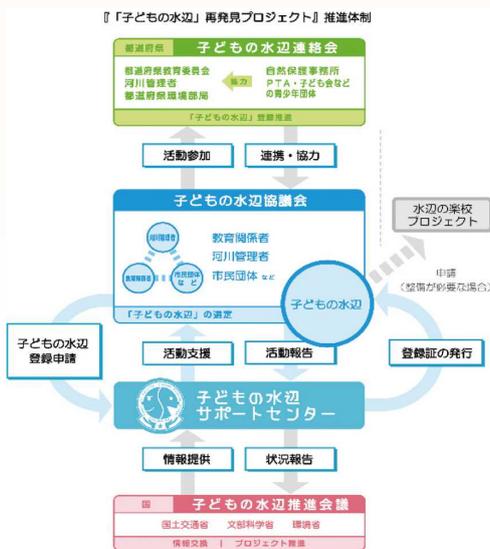
Ⅲ 施策の紹介

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

概要

地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等一体となって、身近な河川を利用した環境学習、自然体験活動の推進を図ります。（国土交通省、文部科学省、環境省連携プロジェクト）

制度の仕組み



【子ども水辺のサポートセンター】
 WEB : <http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid156.html>

事例（「子どもの水辺」での活動の様子）



いしかり 川の流れ体験（石狩川（北海道））



やまと 水生生物調査（大和川（大阪府））



ばせん 河川清掃活動（馬洗川（広島県））



たま イカガ競争（多摩川（東京都））

水辺の楽校プロジェクト

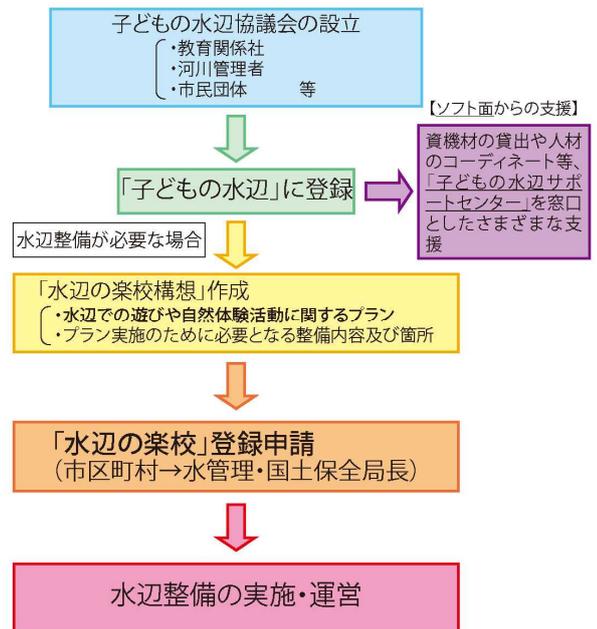
概要

『水辺の楽校プロジェクト』は、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援を行うものです。

事例



制度の仕組み



水辺の楽校のフロー

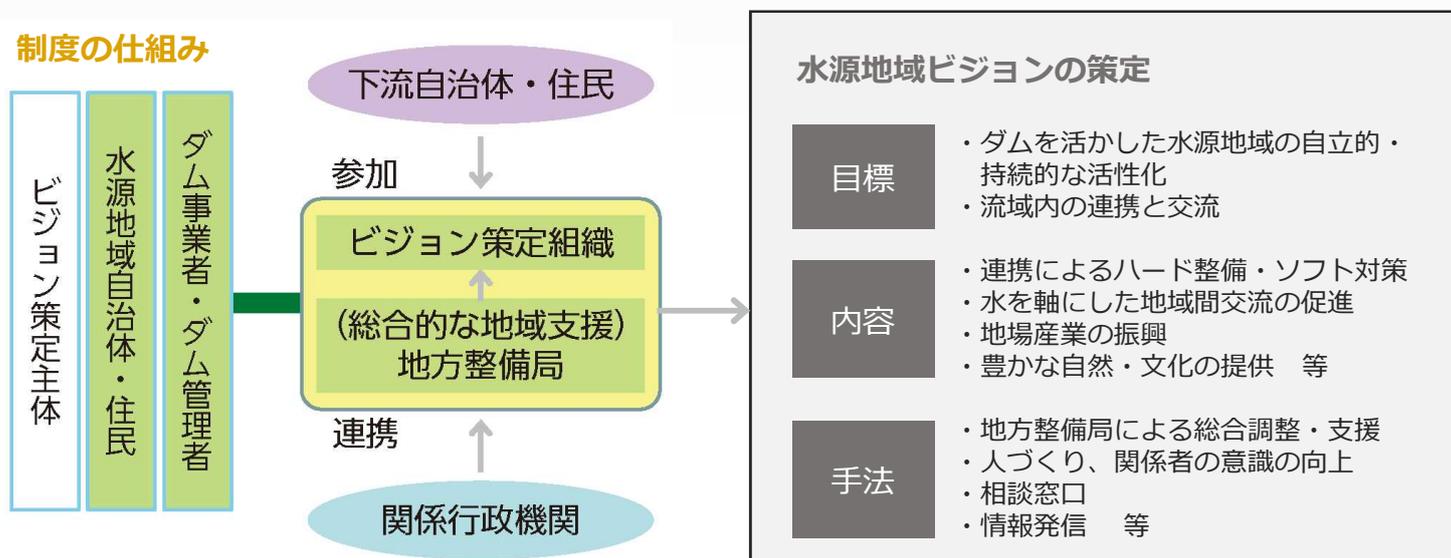
Ⅲ 施策の紹介

水源地域ビジョン

概要

- これからのダム事業・ダム管理においては、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、水循環等に果たす水源地域の機能を維持するとともに、自然豊かな水辺環境や伝統的な文化資産等を国民が広く利用できるよう、ハード・ソフト両面の総合的な整備を実施し、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されています。
- このため、平成13年度から国土交通省所管の直轄ダム及び独立行政法人水資源機構のダムについて、ダムごとに水源地域の自治体等と共同でダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化のための行動計画「水源地域ビジョン」を策定・推進しています。
- 水源地域ビジョンでは、ダム湖周辺の豊かな水辺と緑を活かした公園整備等、地域の特色とダムを活かした連携によるハード整備・ソフト対策や水を軸にした地域間交流、地場産業の振興、豊かな自然・文化の提供等を行うこととしています。

制度の仕組み



事例



水源地域と下流域の上下流交流



ダム湖の利活用促進



水源林の整備



体験学習（児童による環境調査等）



ダム操作室見学



親水空間の整備

Ⅲ 施策の紹介

小水力発電の導入促進

概要

再生可能エネルギーの導入促進のため、小水力発電に係る水利使用手続の円滑化・簡素化を図る措置を行っています。

登録制による従属発電の導入促進

河川法改正（平成25年12月）により従属発電について登録制を導入しました。



<農業用水を利用した小水力発電の例>



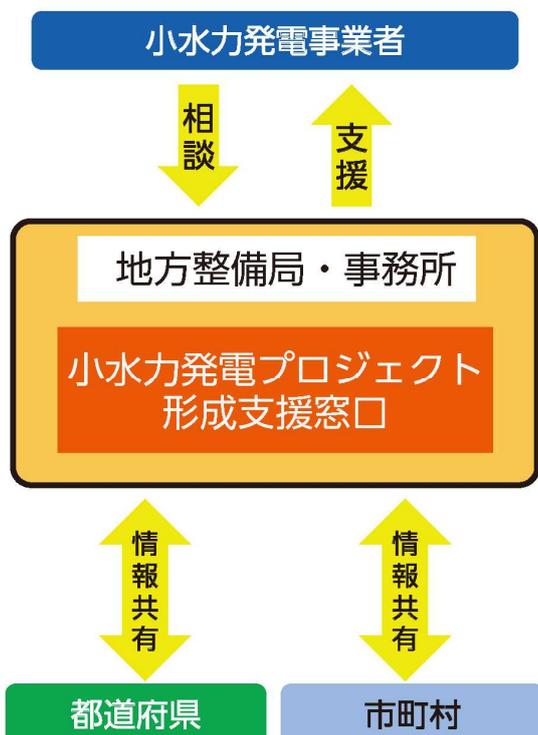
てどり
七ヶ用水発電所（手取川水系手取川）

【効果】

- 水利権取得までの期間が大幅に短縮
- 関係行政機関との協議や関係河川使用者の同意が不要

プロジェクト形成の支援

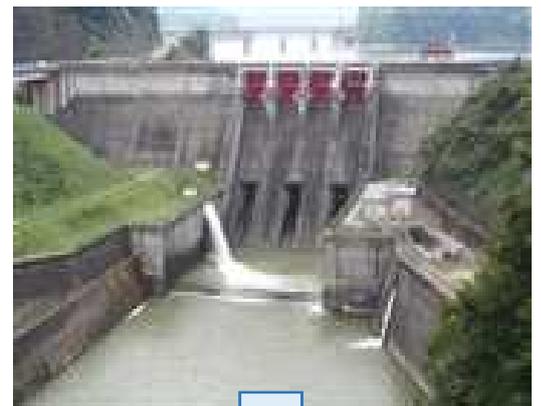
地方整備局や河川事務所において、河川法の申請手続の相談や河川管理者が調査したデータの提供など、地域の実情を踏まえた支援を実施します。



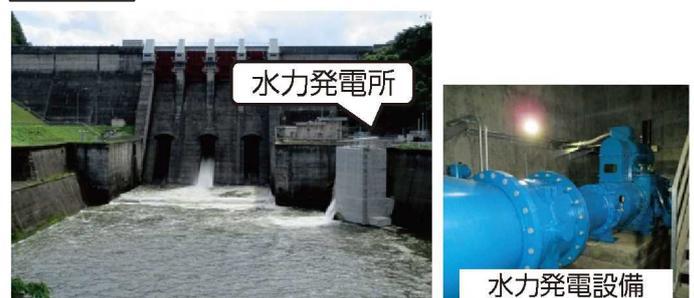
小水力発電設備の設置等

かまふさ
導入事例（名取川水系釜房ダム）

導入前



導入後



IV 事業の紹介

事業の体系図

体系図

	目的	手段	予算種別	事業名
治水	洪水氾濫を未然に防ぐ対策	河道改修	直轄	一般河川改修事業 河川都市基盤整備事業
			補助	事業間連携河川事業 大規模特定河川事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業
			交付金	広域河川改修事業 都市基盤河川改修事業 施設機能向上事業 下水道関連特定治水施設整備事業 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
		洪水調節施設の整備	直轄	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業
			補助	補助ダム建設事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業
			交付金	調節池整備事業 ※ 水資源機構事業
		構造物の改築	直轄	特定構造物改築事業
			補助	大規模特定河川事業 河川メンテナンス事業
	流域一体となった治水対策	直轄	流域治水整備事業	
		補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業	
		交付金	総合治水対策特定河川事業 ※ 都市水防災対策事業 ※ 総合内水緊急対策事業 ※ 流域治水対策河川事業 ※ 流域貯留浸透事業 河川・下水道一体型豪雨対策事業 ※ 土地利用一体型水防災事業	
再度災害防止対策	直轄	河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業		
	補助	河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業		
	直轄	一般河川改修事業		
	補助	事業間連携河川事業		
	交付金	地震・高潮対策河川事業		
環境	自然環境の保全・復元	流水の正常な機能の維持	直轄	総合水系環境整備事業
			交付金	統合河川環境整備事業
			直轄	直轄ダム建設事業 流況調整河川事業
		補助	補助ダム建設事業	
		交付金	水資源機構事業	
	水環境の改善	直轄	総合水系環境整備事業	
		交付金	統合河川環境整備事業	
	地域の取組みと一体となった水辺空間の形成	直轄	総合水系環境整備事業	
		交付金	統合河川環境整備事業	
	対策等	戦略的維持管理・更新	直轄	河川維持修繕事業 河川工作物関連応急対策事業 堰堤維持事業
			補助	河川メンテナンス事業
			直轄	堰堤改良事業
補助		ダムメンテナンス事業		
交付金		総合流域防災事業		

※ 令和3年度までに採択された事業のみを対象とする。令和4年度以降の新規事業は補助：特定都市河川浸水被害対策推進事業として実施が可能。

Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

直轄 一般河川改修事業、河川都市基盤整備事業

概要

一般河川改修事業

洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削等の河道改修を実施します。

河川都市基盤整備事業

都市部の沿川において、良好な水辺環境の整備及び都市部の浸水被害の解消等の水環境の改善を図るため、まちづくりと一体となって堤防整備等の河川改修を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

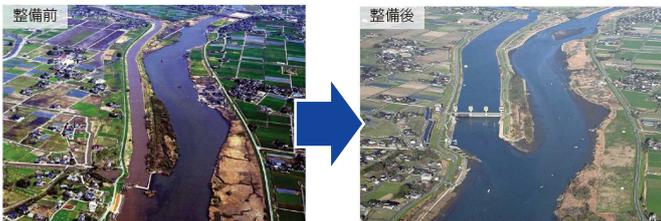
一級河川2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)

河川都市基盤整備事業

一級河川2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)

事例

かせ
加勢川 (熊本県)



かけはし
梯川 (石川県)



あらかわこまつがわ

荒川小松川地区 (東京都) 住宅、都立公園と一体となって整備を実施
防災公園として高台化された都立大島小松川公園は、震災時、洪水時の避難場所※として指定されています。

※：東京都震災対策条例の避難場所、江戸川区洪水ハザードマップの避難場所



高規格堤防の整備区間



Ⅳ 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

補助

- 事業間連携河川事業
- 大規模特定河川事業

交付金

- 広域河川改修事業、都市基盤河川改修事業
- 施設機能向上事業、下水道関連特定治水施設整備事業
- 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

概要

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業

平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の甚大な被害を受け、事業間連携による事業効果の早期発現や最大化を図るとともに、特に優先度の高い都道府県の大規模事業等を計画的・集中的に推進します。

広域河川改修事業

水系、大支川等を単位として、水系一貫とした計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施します。

都市基盤河川改修事業

河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施します。

施設機能向上事業

同一の洪水氾濫域を有する区間において、既存の河川管理施設の機能向上を重点的に実施します。

下水道関連特定治水施設整備事業

下水道事業による雨水対策効果を上げるための治水事業及び公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して治水事業を実施します。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を実施します。

負担率・補助率

補助

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業

一級河川 1/2、1/3※（北海道 2/3、1/3※）
二級河川 1/2、1/3※（北海道 5.5/10、1/3※）
沖縄 9/10、1/3※ 離島1/2、6/10、1/3※
準用河川 1/3

※：補助率1/3事業は次の事業をいう（準用河川を除く）
・河川法（昭和39年法律第167号）第16の3に基づき河川管理者との協議により市又は特別区が事業主体となって改良工事を実施する事業
・流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業

交付金

広域河川改修事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

都市基盤河川改修事業

一級河川1/3
二級河川1/3

施設機能向上事業

一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

下水道関連特定治水施設整備事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

一級河川等同種の治水施設の整備事業等に係る交付割合と同じ割合

事例

広域河川改修事業



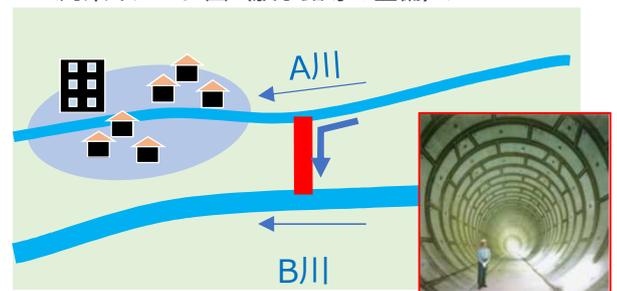
都市基盤河川改修事業



大規模特定河川事業

【例：大規模事業等の計画的・集中的な整備】

<対策イメージ図（放水路等の整備）>



放水路の整備により、浸水被害が発生している下流の水位を低下させます。

浸水被害の解消を図ります。

IV 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [洪水調節施設の整備]

直轄

・ 一般河川改修事業、直轄ダム建設事業

交付金

・ 調節池整備事業、水資源機構事業

補助

・ 補助ダム建設事業

概要

洪水による災害の発生を防止するため、ダムや遊水地等の洪水調節施設を整備します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業
直轄ダム建設事業

一級河川2/3 (大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10)

補助

補助ダム建設事業

一級河川1/2 (大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10)
二級河川1/2 (北海道5.5/10、奄美6/10、沖縄9/10)

交付金

調節池整備事業

一級河川1/2 (大規模 5.5/10、北海道 2/3)

二級河川1/2 (北海道 5.5/10)

水資源機構事業

フルプラン水系 2/3 (大規模 7/10)

事例

つがる
津軽ダム (青森県)



ますだ
益田川ダム (島根県)



かわかみ
川上ダム (三重県)



わたらせ
渡良瀬遊水地 (渡良瀬川：栃木県)



大相模調節池
もとあらかわ
(元荒川：埼玉県) 元荒川



IV 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [構造物の改築]

- 直轄**
 - ・ 特定構造物改築事業
- 補助**
 - ・ 大規模特定河川事業
 - ・ 河川メンテナンス事業

概要

洪水による災害の発生を防止するため、老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復・向上を図ります。

負担率・補助率

直轄

特定構造物改築事業
一級河川2/3 (大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

大規模特定河川事業、河川メンテナンス事業
一級河川1/2 (北海道 2/3)
二級河川1/2 (北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

橋梁の改築

黄瀬川橋 (黄瀬川：静岡県)



水門の改築

日光川 (愛知県)



堰の改築

行徳可動堰 (江戸川：東京都・千葉県)
老朽化対策及び耐震補強対策を実施



IV 事業の紹介

流域一体となった治水対策

直轄

- 流域治水整備事業

補助

- 特定都市河川浸水被害対策推進事業

交付金

- 総合治水対策特定河川事業、都市水防災対策事業、総合内水緊急対策事業
- 流域治水対策河川事業

概要

水害の発生を防止するため、河川改修の他に流域対策や土地利用規制等を組み合わせ、流域と一体となった治水対策を実施します。

流域治水整備事業

特定都市河川流域で地方公共団体等による流域対策と併せて河川の整備を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

特定都市河川浸水被害対策推進事業

特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

総合治水対策特定河川事業

流域の急激な都市化に伴い、治水安全度の低下が著しい都市部の河川において、総合的な治水対策を推進します。

都市水防災対策事業

人口の集中の著しい大都市において氾濫流制御施設の整備を実施します。

総合内水緊急対策事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施します。

流域治水対策河川事業

地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施します。

事例

流域治水整備事業

やまとかわ やまとかわ
大和川遊水地等（大和川：奈良県）



負担率・補助率

直轄

流域治水整備事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

補助

特定都市河川浸水被害対策推進事業

- 河川改修
- 一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
- 二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）
- 雨水貯留浸透施設等
- 一級河川1/2
- 二級河川1/2

交付金

総合治水対策特定河川事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

都市水防災対策事業

一級河川1/3
二級河川1/3

総合内水緊急対策事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

流域治水対策河川事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

特定都市河川浸水被害対策推進事業

掘込式調整池等（大和川：奈良県）



Ⅳ 事業の紹介

「流域治水」の推進に当たっての 法的枠組みの活用

交付金

- ・流域貯留浸透事業
- ・河川・下水道一体型豪雨対策事業
- ・土地利用一体型水防災事業

概要

流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進します

河川・下水道一体型豪雨対策事業

洪水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進します

土地利用一体型水防災事業

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施することで短期間、かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します

負担率・補助率

交付金

流域貯留浸透事業

一級河川1/3

二級河川1/3

(民間企業等が施工する場合は、全体事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2を負担)

河川・下水道一体型豪雨対策事業

都市基盤河川改修事業、流域治水対策河川事業、流域貯留浸透事業、総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業又は総合流域防災事業で該当する事業に準ずる

土地利用一体型水防災事業

一級河川 1/2

二級河川 1/2

事例

流域貯留浸透事業

学校の校庭を利用した流域貯留施設 (神奈川県横浜市)



施設整備状況



整備後

土地利用一体型水防災事業

イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。

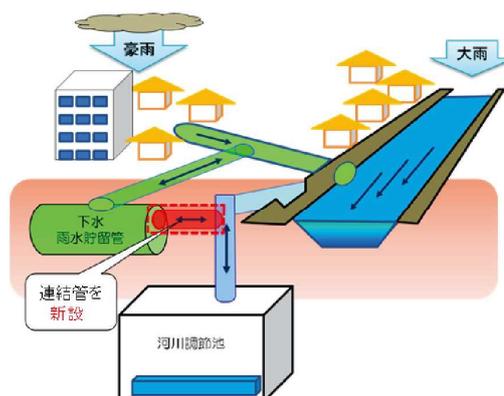


輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消します。

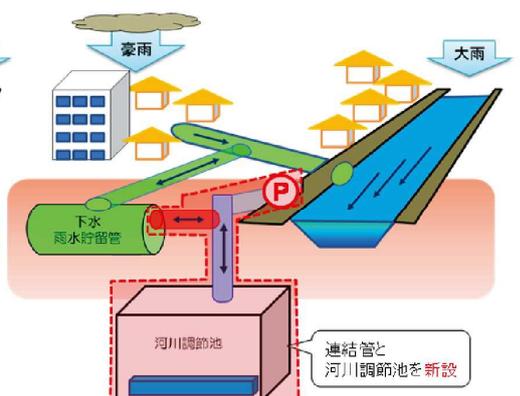
河川・下水道一体型 豪雨対策事業

時間的・空間的に雨が偏在することに注目し、施設の容量を効率的に活用するため、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管や兼用の貯留施設等の整備を推進します。

連結管を新設する場合



連結管及び河川調節池等を新設する場合



Ⅳ 事業の紹介

再度災害防止対策

直轄

- 河川激甚災害対策特別緊急事業
- 床上浸水対策特別緊急事業
- 河川災害復旧等関連緊急事業

補助

- 河川激甚災害対策特別緊急事業
- 床上浸水対策特別緊急事業
- 河川災害復旧等関連緊急事業

概要

近年、水害が発生した地域において、再度災害防止のための対策を緊急的に実施します。

河川激甚災害対策特別緊急事業

洪水・高潮等により激甚な被害が発生した河川について、概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- 概ね5年間で緊急的に改修工事を実施
- 全体事業費は10億円以上、かつ、一般的被害総額に相当する額を上限
- 以下のいずれかの項目に該当するもの
 - 流出または全壊家屋数50戸（25戸）以上
 - または浸水家屋数が2,000戸（1,000戸）以上
 （ ） 書きは高齢世帯の率が全国平均の概ね2倍以上である場合

床上浸水対策特別緊急事業

被災後、通常生活への復帰に多大な労力を要し、経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、概ね5ヶ年で再度災害防止を図るべく重点的、緊急的かつ総合的に治水対策を進めます。

- 概ね5年間で事業完了させるもの
- 過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの
 - 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの
 - 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの
 - 床上浸水回数が2回以上であるもの
 - 内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定し、実施するものであること

河川災害復旧等関連緊急事業

上流部における災害復旧事業、または改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、概ね4年で緊急的かつ集中的に事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- 概ね4年間で事業完了させるもの
- 以下に該当するもの
 - この事業の上流において災害復旧事業等が採択されること
 - 上記事業により5%以上の流量増加が見込まれること
 - 全体事業費が10億円以上であること

負担率・補助率

直轄

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 5.5/10（北海道 7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 1/2、1/3（北海道 2/3）
二級河川 1/2、1/3（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10）
二級河川 1/2

事例

河川激甚災害対策特別緊急事業

おもの
H29 7月豪雨：雄物川（秋田県）



床上浸水対策特別緊急事業

H27 9月関東・東北豪雨
なるせ よした
（鳴瀬川水系吉田川：宮城県）



河川災害復旧等関連緊急事業

けいせん
H29九州北部豪雨（福岡県桂川町）



IV 事業の紹介

高潮対策

- 直轄**
 - 一般河川改修事業
- 補助**
 - 事業間連携河川事業
- 交付金**
 - 地震・高潮対策河川事業

概要

台風によって高潮被害が発生するおそれのある地域において、高潮堤防、防潮水門等の整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P45

事業間連携河川事業

参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

高潮堤防の整備

しらかわ
白川 (熊本県)

整備前



整備後



地震・津波対策

- 直轄**
 - 一般河川改修事業
- 補助**
 - 事業間連携河川事業
- 交付金**
 - 地震・高潮対策河川事業

概要

南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることも踏まえ、地震による堤防の沈下等による堤内地への浸水を防ぐため、堤防の耐震対策等を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P45

事業間連携河川事業

参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

河川堤防の耐震対策

きゅうよしの なると
旧吉野川 (鳴門市)



かにえ
蟹江川 (愛知県)



IV 事業の紹介

自然環境の保全・創出

- 直轄 ・ 総合水系環境整備事業
- 交付金 ・ 統合河川環境整備事業

概要

自然環境の保全・創出は、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出を目指す取組の一貫として実施しています。また、極力人の手を入れず、河川の自然の復元力を活かした川づくりを目指しています。

負担率・補助率

直轄	総合水系環境整備事業	1/2
交付金	統合河川環境整備事業 (北海道1/3、沖縄1/2)	1/3

事例

まるやま

湿地再生（円山川：兵庫県）

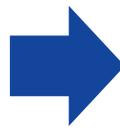
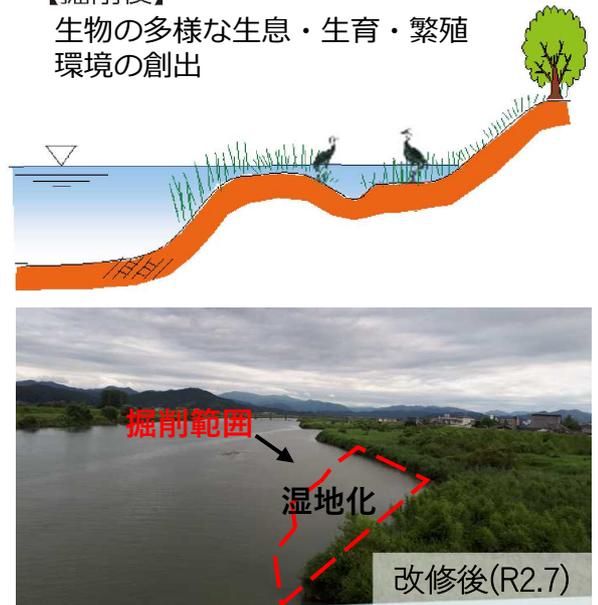
河川の河岸の部分を通常の水位よりも低く掘削することで、湿地を再生しました。

【掘削前】



【掘削後】

生物の多様な生息・生育・繁殖環境の創出



くしろ

自然河川の再生（釧路川：北海道）

旧川復元により、土砂流入を抑制、地下水水位上昇や冠水頻度が増加し、湿地環境が回復しました。

かんすいひんど



湿原の景観を楽しむ観光の様子

IV 事業の紹介

流水の正常な機能の維持

- | | | | |
|----|---------------------|-----|-----------|
| 直轄 | ・ 直轄ダム建設事業、流況調整河川事業 | 交付金 | ・ 水資源機構事業 |
| 補助 | ・ 補助ダム建設事業 | | |

概要

渇水時においても、流水の正常な機能を維持するため、ダムや導水路等の施設を整備します。

流水の正常な機能の維持：本来河川が持っている機能（舟運、漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水等流況調整河川事業の安定取水）を正常に維持するために、渇水時においてもダムからの流水の補給を行い、これらの機能の維持を図ります。

補助率

直轄

直轄ダム建設事業、流況調整河川事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）
一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3、北海道大規7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、奄美 6/10、沖縄9/10）

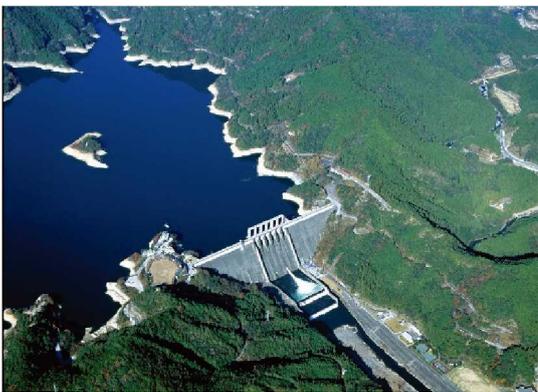
交付金

水資源機構事業

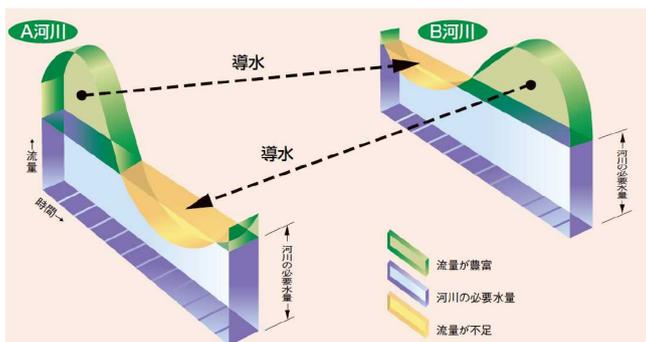
フルプラン水系2/3（大規模7/10）

事例

さめうら
早明浦ダム（高知県）



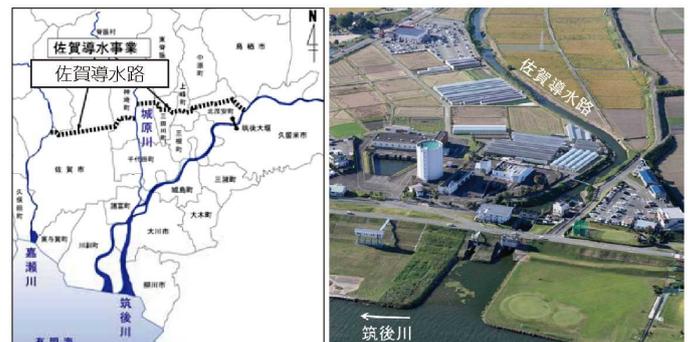
流況調整河川事業（イメージ）



ごかやま
五ヶ山ダム（福岡県）



さが
佐賀導水路（佐賀県）



※流水の正常な機能の維持等を目的とし、筑後川と城原川及び嘉瀬川を結ぶ流況調整河川

IV 事業の紹介

水環境の改善

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

概要

汚泥の浚渫、浄化施設の整備、浄化用水の導入等によって水質の改善等を行い、水環境の改善を図ります。

事例

底泥の浚渫



水質汚濁対策として底泥の浚渫を行い、水質の改善を図ります

植生浄化



汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図ります

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

地域の取組と一体となった水辺空間の形成

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

概要

環境学習や癒し等の場として、河川の利活用を図るための整備及び賑わいある良好な水辺空間を創出するための親水護岸、管理用通路等の整備を行います。

事例

ごうの川水系江の川 (広島県安芸高田市)



補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

なとり川水系名取川 (宮城県名取市)



IV 事業の紹介

戦略的維持管理・更新

直轄

- 河川維持修繕事業
- 河川工作物関連応急対策事業
- 堰堤維持事業

補助

- 河川メンテナンス事業

概要

河川維持修繕事業

河道や河川管理施設の機能を確保するため、点検・診断を実施し、その結果に基づいて維持管理対策を実施します。

河川工作物関連応急対策事業

樋管等の河川工作物について、構造が不十分または老朽化が著しいため、その前後の施設に比べて機能が劣る場合に、応急的に改良工事を実施します。

堰堤維持事業

ダムの操作及びダム本体、貯水池や関連施設等の管理及びその機能を維持します。

河川メンテナンス事業

河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するため長寿命化計画の策定・変更を行い、更新や改築、応急的な改良を行い、施設機能を確保します。

負担率・補助率

直轄

河川維持修繕事業

一級河川 10/10
(北海道10/10)

河川工作物関連応急対策事業

一級河川 2/3 (北海道8/10)

堰堤維持事業

一級河川 10/10
(北海道10/10)

補助

河川メンテナンス事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)
二級河川 1/2 (北海道 5.5/10、
沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

河川維持修繕事業

堤防除草



河川管理施設等点検



繁茂した樹木の伐採



河川メンテナンス事業 排水ポンプの更新



IV 事業の紹介

戦略的維持管理・更新

河川工作物関連応急対策事業

ゲートのフラップ化



ポンプの羽根車のステンレス化



堰堤維持事業

巡視



堤体内点検



貯水池法面对策



機能の回復又は向上

直轄 ・ 堰堤改良事業

補助 ・ ダムメンテナンス事業

概要

管理ダムにおいて、大規模かつ緊急性の高い改良を行うことで、ダムの機能の回復又は向上を図ります。

事例

こしぶ 小渋ダム（長野県）土砂バイパストンネルの整備しました。



補助率

直轄

堰堤改良事業
2/3（大規模7/10）

補助

ダムメンテナンス事業
ダム施設改良事業 1/2（※）
堰堤改良事業
改良事業 4/10
下流河道整備事業 1/3
ダム管理用水力発電設備設置事業 4/10
貯水池保全事業 1/3
長寿命化計画の策定又は変更 1/2
ダム再生計画の策定又は変更 1/2

（※） 地域等により異なる

IV 事業の紹介

地域主導の川づくり

交付金 ・ 総合流域防災事業

概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

補助率

交付金

総合流域防災事業

河川事業

一級河川1/2 (北海道2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10)

準用河川1/3

洪水氾濫域減災対策事業

一級河川1/3

二級河川1/3

情報基盤総合整備事業

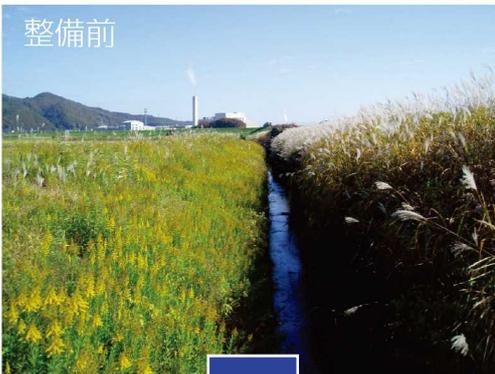
一級河川1/2 (北海道2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

河川事業

河道改修 (古川：富山県)



整備前



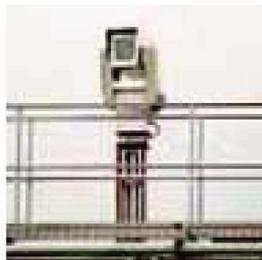
整備後

洪水氾濫域減災対策事業

輪中堤整備 (佐用川：兵庫県)



情報基盤総合整備事業



CCTVカメラの整備



水位計の整備



雨量計の整備

Ⅳ 事業の紹介

税制

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例措置

対象地域	特定都市河川流域、浸水被害対策区域
特例措置の対象	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和6年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除（令和6年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る税額の減額措置（固定資産税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に当該家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	従前権利者が新築する家屋の固定資産税について新築後5年間、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を減額（令和6年3月31日まで）

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域
特例措置の対象	上記区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、喚気浸水防止機等）
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を取得から5年間、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和5年3月31日まで）

浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域
特例措置の対象	浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤防や自然堤防等の盛土構造物
特例措置の内容	盛土構造物を水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和5年3月31日まで）

津波避難施設に係る課税標準の特例措置

対象地域	津波災害警戒区域
特例措置の対象	指定／協定避難施設の避難の用に供する部分、施設に付属する一定の償却資産
特例措置の内容	指定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和6年3月31日まで） 協定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3～2/3の範囲内で軽減（令和6年3月31日まで）

事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る非課税措置等

特例措置の対象	事前放流のために利水ダムに整備した放流施設
特例措置の内容	民間事業者等が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について固定資産税を非課税 国または地方公共団体が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外

貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	貯留機能保全区域
特例措置の対象	貯留機能保全区域の指定を受けている土地
特例措置の内容	洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を貯留機能保全区域として指定した場合、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間、3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和7年3月31日まで）

V 事業効果

令和3年8月の大雨の状況及び治水対策の効果

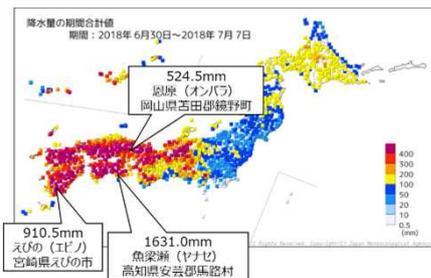
概要

- 令和3年8月の前線に伴う大雨は、総降水量で比較した場合、平成30年7月豪雨と概ね同じ規模の総雨量です【①】。
- 今回の大雨では、ダムの事前放流として西日本を中心とする69ダムで、^{やんば}ハツ場ダムの約0.8個分に相当する約7,600万³mの容量を確保しました【②】。
- また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、九州、中国地方の河川において平成30年度から令和2年度までに、ダンプ約230万台に相当する約1130万³mの河道掘削を新たに実施するなど、水位低下対策の取組を推進しました【③】。
- その結果、平成30年7月豪雨では315河川において氾濫等が発生したのに対し、今回の大雨では氾濫等が発生した河川が29水系88河川に抑えられました【④】。

① 総降水量

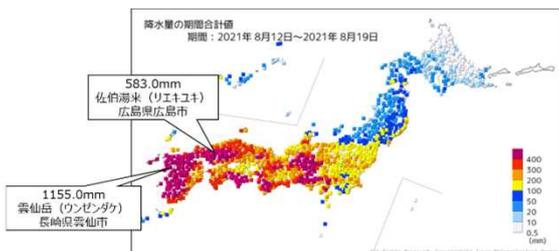
【全国主要地点における8日間降水量の総和】

<平成30年7月豪雨>



8日間降水量の総和：約21.1万mm(962地点)

<令和3年8月前線大雨>



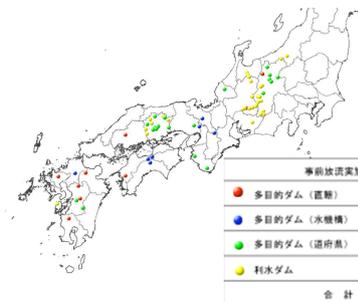
8日間降水量の総和：約21.6万mm (962地点)

② ダムの洪水調節のための確保容量

【ダムの事前放流による洪水調節のための確保容量】

	平成30年7月豪雨	令和3年8月前線大雨
事前放流による確保容量 (国交省所管ダム+利水ダム)		0.76億 ³ m (7600万 ³ m) [69ダム] (ハツ場ダム約0.8個分)

※事前放流の対象ダムは全国で1477ダム(令和3年5月時点)となっており、これら対象ダムの事前放流により、最大でハツ場ダム約58個分の容量が確保可能
※事前放流の実績としては、令和2年7月豪雨では全国でハツ場ダム約0.8個分、令和2年台風第10号では全国でハツ場ダム約0.5個分の容量を確保



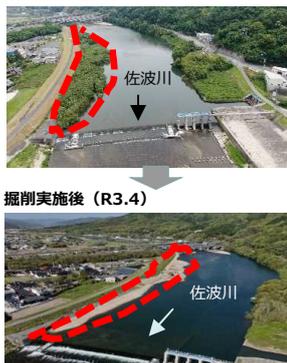
③ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による河道掘削

【3か年緊急対策による河道掘削量(H30~R2)】

	河道掘削量(m ³)		
	中国地方	九州地方	(参考)全国
国管理河川	約340万m ³	約400万m ³	約3,000万m ³
県管理河川	約110万m ³	約280万m ³	約1,500万m ³
合計	約450万m ³	約680万m ³	約4,500万m ³
	約1,130万 ³ m (ダンプトラック約230万台に相当)		

※10tダンプトラックを想定し、1台あたりの積載量は5m³として換算

河道掘削事例
(佐波川水系佐波川(山口県防府市)掘削実施前(R2.5))



④ 氾濫等発生河川数

【氾濫等発生河川数】

※ 氾濫や河川沿いの内水などの被害が確認された水系数・河川数を計上
※2 出典：平成30年7月豪雨による被害状況等について(第52報：国土交通省)
※3 出典：令和3年8月11日からの大雨による被害状況等について(第28報：国土交通省)

	平成30年7月豪雨 ※2	令和3年8月前線大雨 ※3
国管理	22水系47河川	5水系7河川
都道府県管理	69水系268河川	27水系81河川
合計	75水系315河川	29水系88河川



<平成30年7月豪雨> 小田川における浸水被害(岡山県倉敷市)



<令和3年8月前線大雨> 池町川(県管理)における浸水被害(福岡県久留米市)

V 事業効果

治水事業の効果（太田川水系河川改修）

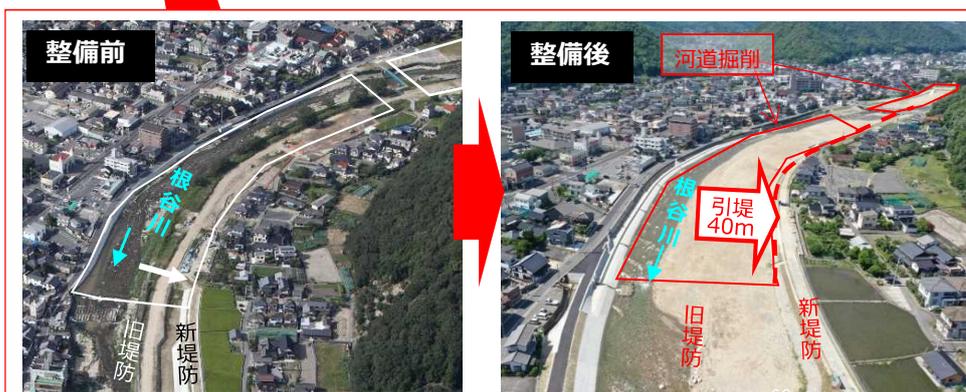
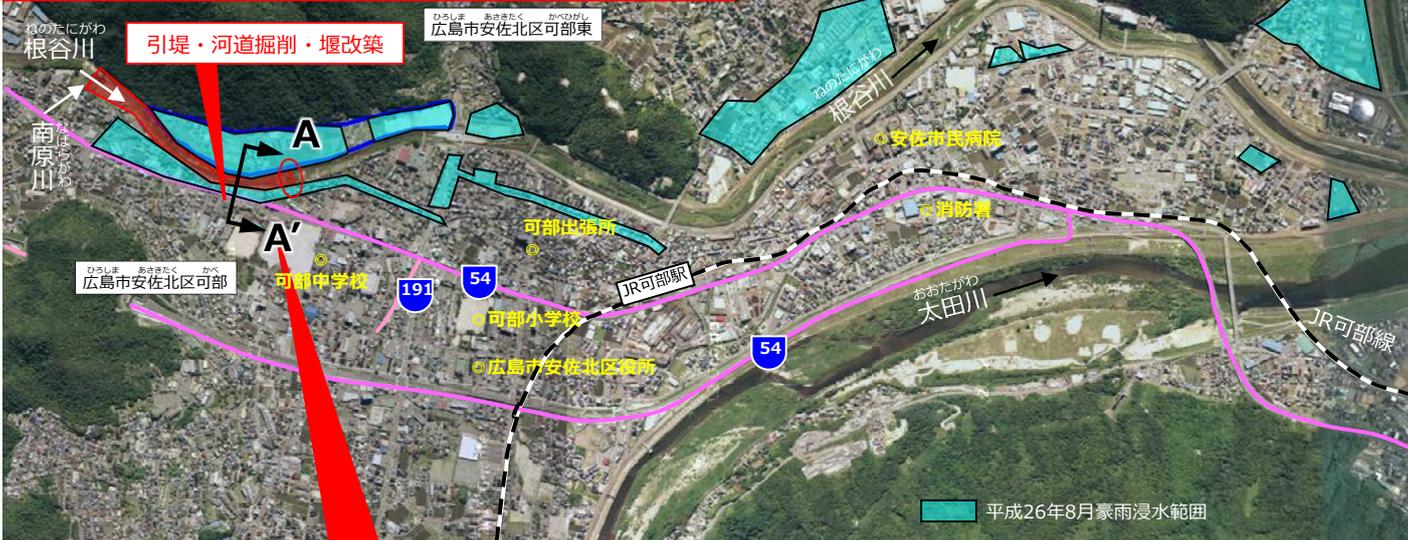
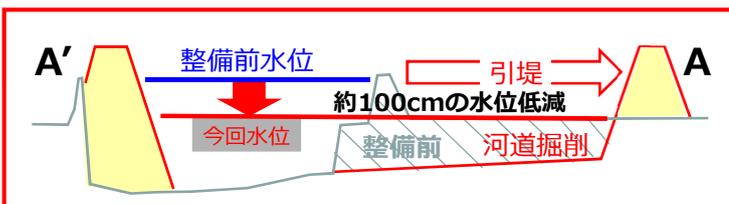
概要

- 令和3年8月11日から大雨で根谷川流域では、前線の影響により広島市安佐北区の大林観測所では降り始めからの累加雨量が平成26年8月の250mmを上回る487mmを記録しました。
- 平成26年8月洪水による根谷川の氾濫後、河川改修事業で引堤を進め、3か年緊急対策により3か年前倒しで完了するとともに河道掘削と堰撤去を実施。これらの事業により今回の洪水では、平成26年8月に浸水被害のあった約37haの土地、約350戸の浸水家屋について浸水被害を防止しました。

位置図



河川改修による水位低減効果（4k200付近）

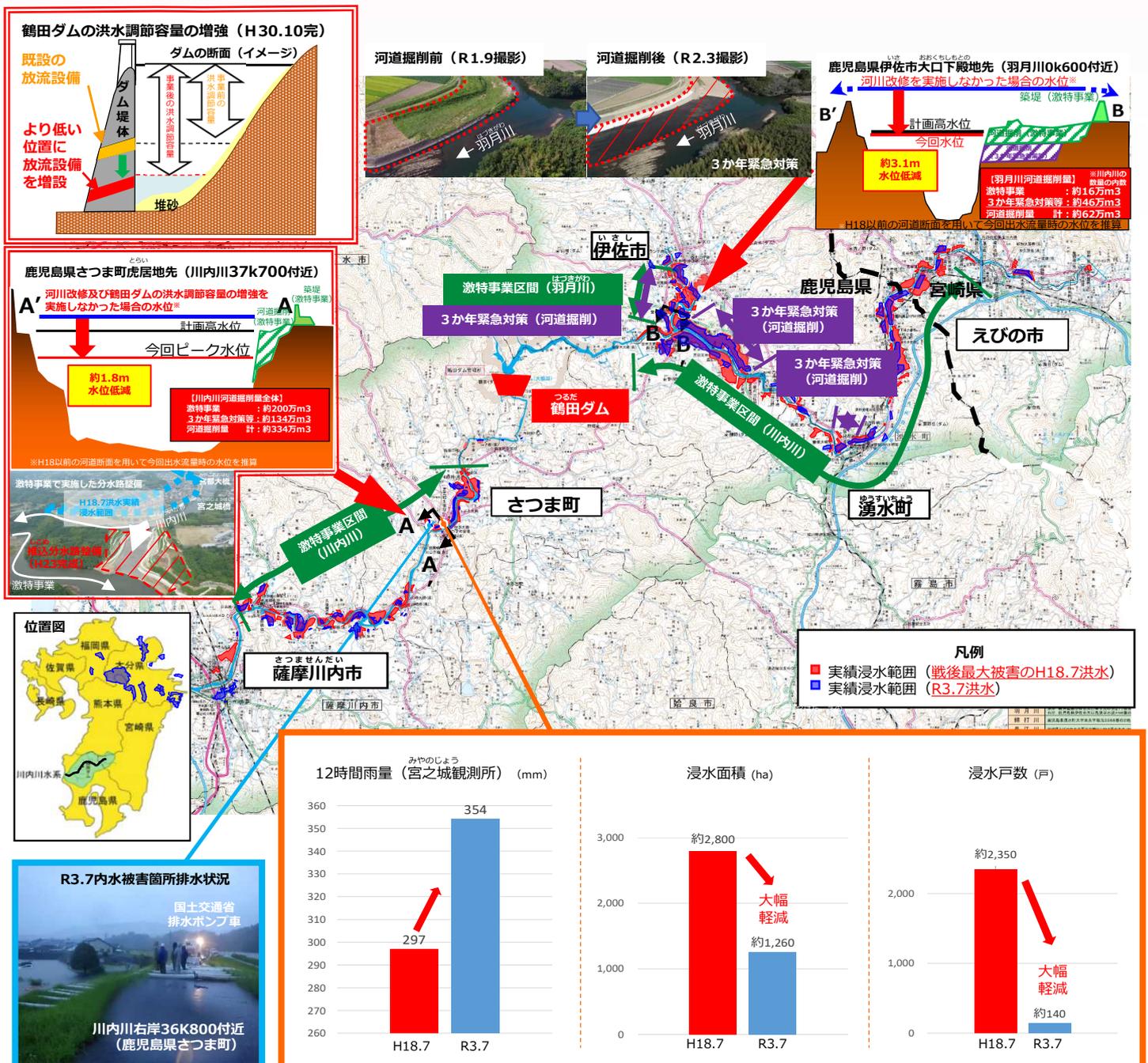


V 事業効果

治水事業の効果 (川内川水系河川改修・鶴田ダム再開発)

概要

- 九州南部における令和3年7月1日からの降雨は、戦後最大の被害をもたらした平成18年7月洪水の雨量に匹敵。以下の3つの事象により国管理区間の氾濫による被害を防止しました。
 - H18からの河川激甚災害対策特別緊急事業等（激特事業）【河道掘削、鶴田ダムの洪水調節容量の増強等】
 - H30からの「3か年緊急対策のための臨時・特別の措置」【河道掘削等】
 - 事前放流による洪水調節機能の強化（ダムの有効活用）。
- H18.7洪水と今回を比較すると、死者数(2名→0名)、浸水面積（約2,800ha→約1,260ha）、浸水戸数（約2,350戸→約140戸）を大幅に軽減しました。
- 一方、県管理区間の氾濫や内水氾濫による被害は甚大であり、早期復旧及び流域治水の観点から、更なる国土強靱化が必要です。



V 事業効果

しなの 利水ダム事前放流の効果（信濃川上流ダム）

概要

- 信濃川水系犀川（長野県）では、8月13日～15日に、奈川渡ダム等3ダム（利水ダム：東京電力RP（株））で利水運用と事前放流により合計 約2,460万 m^3 の容量を確保して洪水を貯留し、下流の熊倉地点（長野県安曇野市）において、洪水流量を約3割減らす効果があったものと推定されます。
- 事前放流による洪水流量の低減により、ダム直下の犀川急流部で発生した堤防欠損被害の侵食を抑制。その結果、甚大な堤防欠損につながらず、短期間に復旧（発生より約4日で完了）することができました。

貯留状況（2021.8.15）



みどの水殿ダム（東京電力RP(株)）



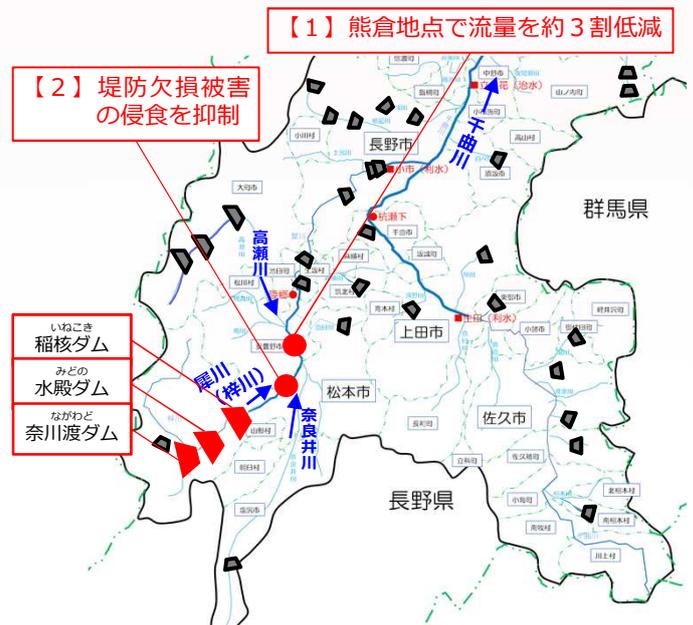
いねごき稲核ダム（東京電力RP(株)）



ながわど奈川渡ダム（東京電力RP(株)）

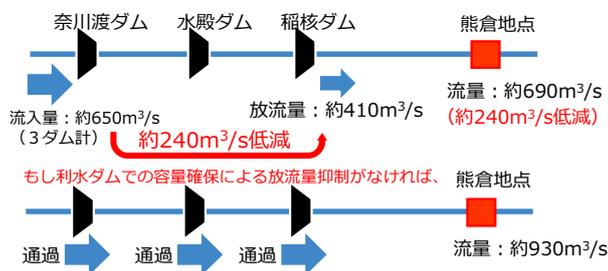
**3ダムでの確保容量
約2,460万 m^3**

利水運用により確保していた容量
約2,160万 m^3
事前放流により確保した容量
約300万 m^3



利水ダム事前放流の効果

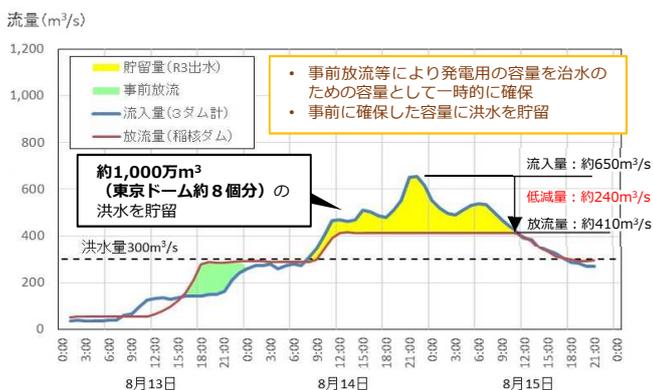
【1】熊倉地点で流量を約3割低減



【2】堤防欠損被害の侵食を抑制



ダム直下の犀川急流部で発生した堤防欠損被害の侵食抑制や迅速な緊急復旧工事の対応に寄与



V 事業効果

やつしろ

下水道事業の効果（八代市都市浸水対策）

概要

- 八代市古閑排水区においては、平成24年7月の豪雨(時間最大73.0mm/h)により浸水被害面積50haの浸水被害が発生しました。
- 八代市は、3か年緊急対策の予算を活用し、北部中央公園の地下に5年確率54.3 mm/hの計画降雨に対応した雨水調整池を整備し、熊本県内初の雨水地下調整池として令和3年7月より供用開始しました。
- 令和3年8月13日の豪雨(時間最大53.5mm/h)においては、供用開始した直後の雨水地下調整池の効果により、浸水被害面積が0haになるなど、浸水被害の防止に大きく寄与しました。

『北部中央雨水調整池』の施設概要と整備効果

施設概要



北部中央公園



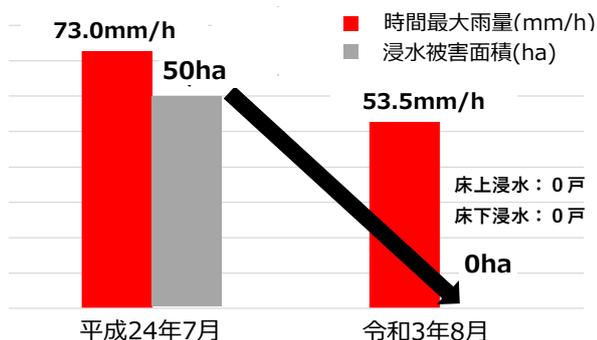
北部中央雨水調整池

整備効果

平成24年7月 時間最大降雨73.0mm



令和3年8月13日 時間最大降雨53.5mm



雨水地下調整池の整備により、令和3年8月13日の豪雨（時間最大53.5mm）において、浸水被害は発生しておらず、浸水対策の整備効果が得られました。

V 事業効果

砂防事業の効果

令和3年7・8月大雨において、
全国から**26件**の効果事例報告がありました



① 青森県下北郡風間浦村下風呂（新湯川）

しもきた かざまうら しもふる しんゆかわ
災害発生日：令和3年8月10日
保全対象（当該溪流の土砂災害警戒区域内）：
人家戸数21戸（下風呂温泉街）、国道279号



新湯川3号砂防堰堤による流木捕捉状況



新湯川4号砂防堰堤による流木捕捉状況

写真：アジア航測(株)提供

② 長野県岡谷市川岸東（本沢川）

おかや かわぎしひがし ほんざわかわ
災害発生日：令和3年8月15日
保全対象（当該溪流の土砂災害警戒区域内）：
人家戸数57戸、中央自動車道、JR中央本線



土石流発生後（R3.8.17撮影）

本沢川砂防堰堤

③ <3か年緊急対策による効果事例>

長野県上伊那郡辰野町伊那富（楡沢）

かみいな たつの いなとみ くれさわ
災害発生日：令和3年8月15日（推定）
保全対象（当該溪流の土砂災害警戒区域内）：
人家戸数187戸、国道153号



土石流発生後（R3.8.30撮影）

④ 島根県出雲市国富町中村（丹堀川）

いずも くにとみ なかむら
たんぼりがわ
災害発生日：令和3年7月7日
保全対象（当該溪流の土砂災害警戒区域内）：人家戸数35戸



土石流発生後（R3.7.15撮影）

⑤ 広島県広島市安佐南区相田7丁目（安川支川）

ひろしま あさみなみ あいた
やすかわしせん
災害発生日：令和3年8月14日
保全対象（当該溪流の土砂災害警戒区域内）：
人家戸数653戸



土石流発生後（R3.8.15撮影）

⑥ 佐賀県佐賀市金立町（金立川）

さきりゅう
きんりゅうかわ
災害発生日：令和3年8月13日（推定）
保全対象（当該溪流の土砂災害警戒区域内）：人家戸数23戸、長崎自動車道



土石流発生後（R3.8.15撮影）

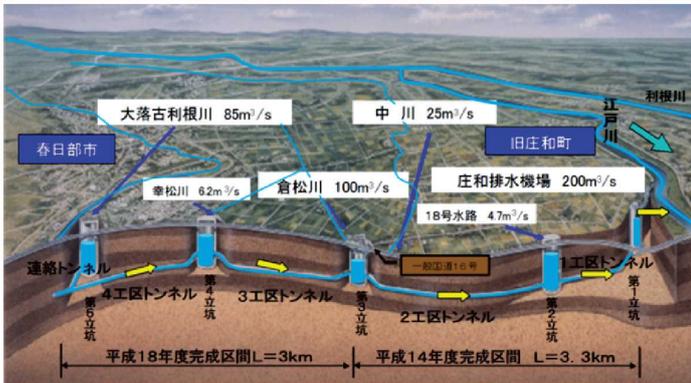
V 事業効果

経済効果

しゅとけんがいかくほうすいろ 首都圏外郭放水路

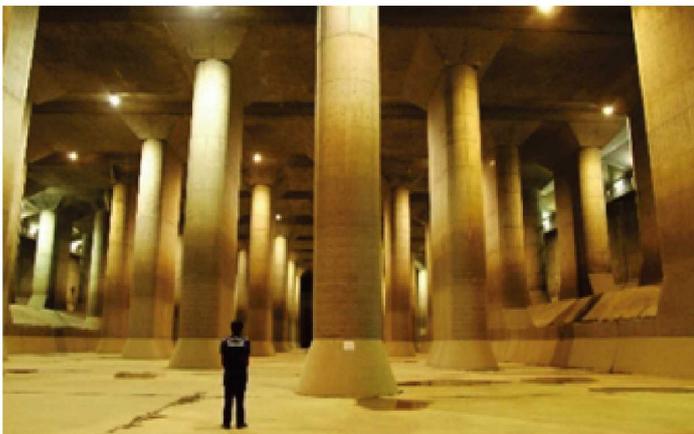
- ・ 中川・綾瀬川流域は、低平な地形で都市化が急速に進展し水害が発生しました。
- ・ 首都圏外郭放水路（平成14年部分通水、平成18年全区間通水開始）等の整備により、水害による浸水戸数が激減しました。（S50～59平均約7,000戸→H19～H28平均約950戸）
- ・ 春日部市では部分通水後の平成15年度から「産業指定区域」を指定し「水害に強い都市基盤」を積極的に広報。物流倉庫やショッピングセンターなど30件の企業が新たに進出するなど地域の発展に貢献しました。

かすかべ 首都圏外郭放水路の概況（埼玉県春日部市）

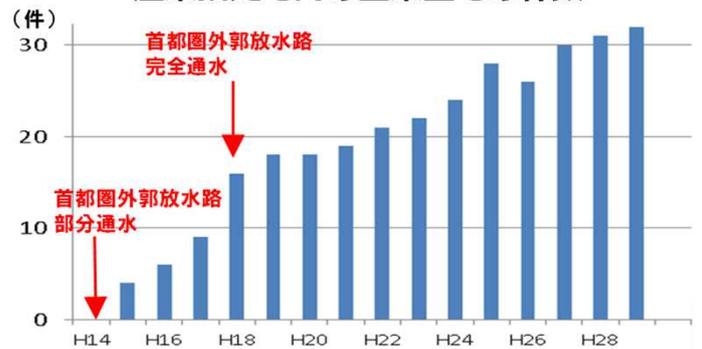


首都圏外郭放水路の洪水調節実績

順位	年月日	洪水名	洪水調節総量 (千m³)	流域平均48時間雨量 (mm)
1	平成27年09月09日	台風17号、18号	19,031	230.4
2	平成26年06月06日	低気圧	13,426	200.2
3	平成29年10月22日	台風21号	12,040	189.7
4	平成20年08月28日	低気圧	11,720	124.8
5	平成25年10月16日	台風26号	6,848	179.6
6	平成16年10月09日	台風22号	6,720	199.2
7	平成24年05月03日	低気圧	6,678	137.0
8	平成18年12月26日	低気圧	6,621	171.9
9	平成18年10月16日	前線降雨	5,104	134.8
10	平成23年07月19日	台風6号	4,907	120.4



産業指定地内の企業立地の件数



<流通関係企業の声>

外郭放水路が通っているため、水害の発生の危険性がないと考え災害にも強いまちであると実感しております。（春日部市HPより）

整備前（2000年）



整備後（2014年）



首都圏外郭放水路整備後に立地した物流倉庫、ショッピングセンター等 産業指定区域

V 事業効果

経済効果

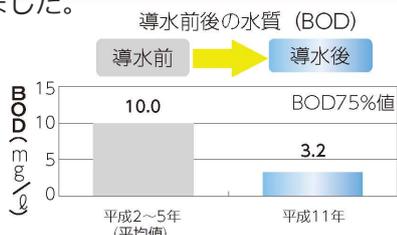
まつえほりかわ

松江堀川浄化事業（島根県）

松江市の中心部を流れる堀川の浄化対策を国、県、市及び地域住民が連携し実施、平成9年には堀川遊覧船が就航しました。また、水辺を活かしたまちづくりを県と市が一体となり推進しています。

事業の概要

松江堀川の水質改善を図るため、国により導水事業を実施するとともに、県及び市により浚渫を実施しました。



昭和40年代 水質汚濁が深刻な堀川



平成9年 遊覧船就航 (年間30万人が利用)



松江市観光入込客数と堀川遊覧船乗船客数の推移



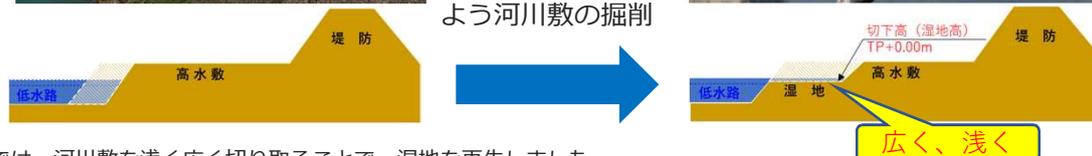
まるやま

円山川直轄河川改修事業（兵庫県）

かつてコウノトリが生息していた頃のような多様な生物の生息する生態系の回復を目指すことを目的に、豊岡市等の事業と連携して円山川の湿地環境再生と生態系ネットワーク再生に取り組んでいます。



洪水に対応できる
よう河川敷の掘削



- 河川改修では、河川敷を浅く広く切り取ることで、湿地を再生しました。
- 周辺の水田ではコウノトリの餌となる生き物を育む無農薬、減農薬農法を採用しました。その結果、訪れるコウノトリの増加に加え、ブランド米「コウノトリ育む米」など高付加価値により経済波及効果を発揮しました。

円山川の湿地面積の推移と野外にいるコウノトリの数



「コウノトリ育む米」の売上高の推移



V 事業効果

経済効果

いしかり 石狩川（北海道）

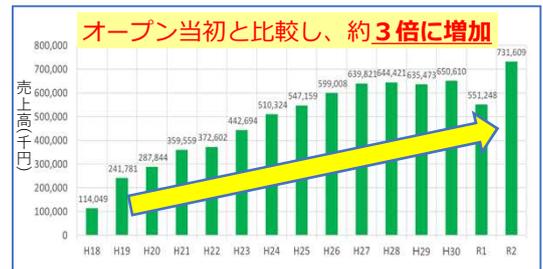
えにわ
恵庭市では、道と川の駅「花ロードえにわ」周辺を“花のビレッジ”と位置づけ、市による花の拠点(公園)整備と共に、民間事業者による新住宅団地の建設を進めています。
また、賑わいある良好な水辺空間を創出するため、商業施設や土地区画整理事業等と連携して、水辺環境の整備を進め、観光地としての魅力や居住環境の向上により地域活性化を図ります。



道と川の駅「花ロードえにわ」 恵庭農畜産物直売所「かのな」
市民団体主催によるマルシェや花とくら週末は1日平均1,500人、平日でも800人し展などの様々なイベントが開催されては訪れるほど人気の直売所。おり、年間100万人を超える利用者で賑わう。



スマートタウンふるの恵み野（新住宅団地）



「花ロードえにわ」・「かのな」売上高の推移

もがみ 最上川（山形県）

ながい
長井市では、市街地を流れる最上川を活かしたまちづくりを展開しています。行政、住民、民間企業、河川管理者等が連携して、回遊ルートの確保やイベントの開催等を行うことで水辺の賑わいが創出され、観光客を誘導し、地域の観光振興、地域の活性化が推進されます。



河川管理者の取組

- ・ 階段護岸の整備、低水護岸の整備、管理用通路の整備

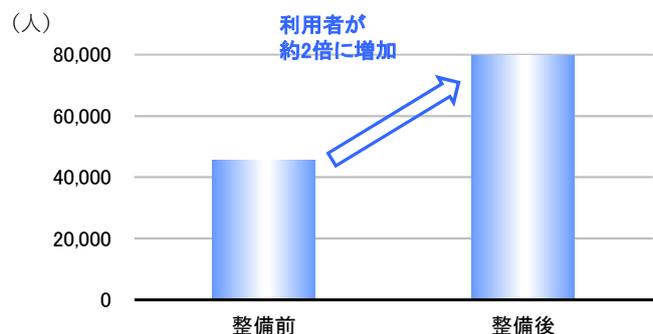


地域の取組

- ・ 観光ボランティアと連携した案内
- ・ 観光協会等による催し物開催
- ・ 休憩施設や案内板の整備
- ・ NPOによるフットパスガイドマップの発行
- ・ 市民協力による商屋跡やトイレなどの開放



長井地区における河川利用者数の推移



VI その他

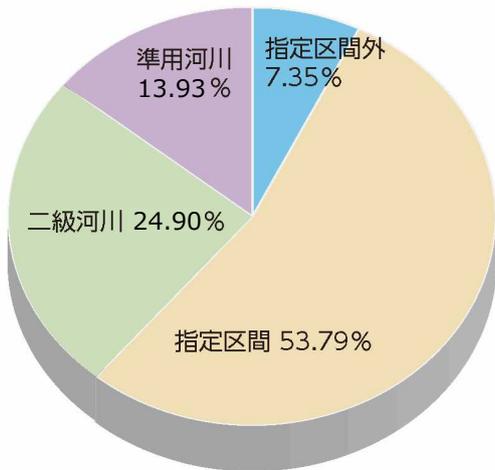
日本の河川概要

全国の河川の内訳（令和3年4月30日現在）

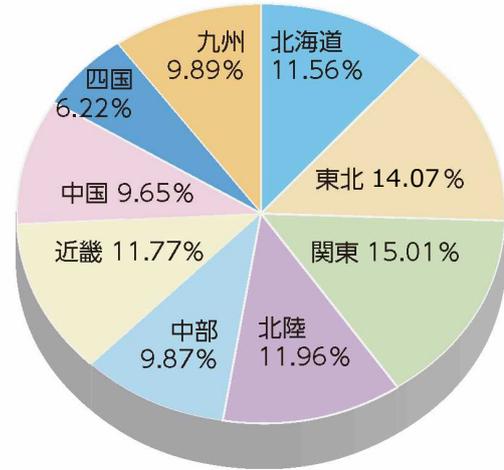
河川管理上の区別

水 系	模 式 図	河 川 別	管 理 者
一級水系（109水系） 国土安全上または国民経済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理します。		一級河川（14,075河川） 大臣管理区間 指定区間	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系（2,710水系） 一級水系以外の水系は、二級水系として都道府県知事が管理します。		二級河川（7,086河川） 準用河川 普通河川	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系 一級水系、二級水系以外の水系です。		準用河川 普通河川	市町村長 地方公共団体

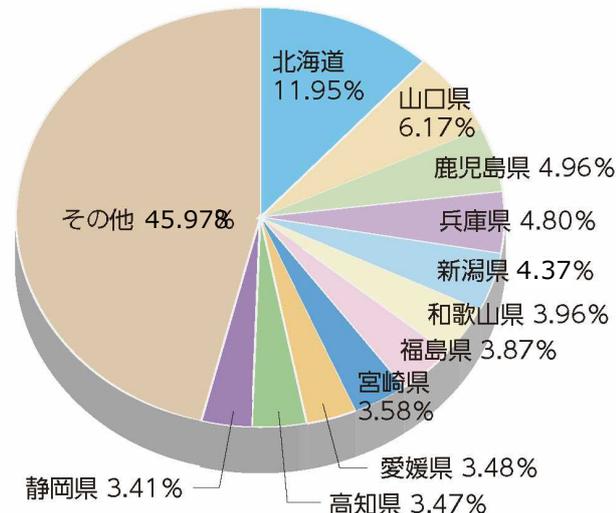
法河川指定延長



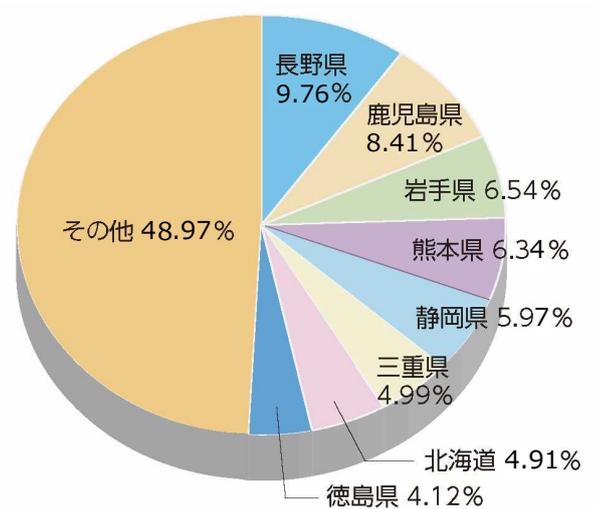
地方整備局等別一級河川延長



都道府県別二級河川延長



都道府県別準用河川延長



VI その他

川のことば・基礎知識

治水

読んで字のとおり「水を治める」ですが、特に川の氾濫を防止すること・その工事の意味で使われます。水は人が生きるためには欠かせません。古代文明の多くが川の流域から生まれた理由もここにあります。しかし、川は生命の母であると同時に洪水により家屋や多くの人命を奪う存在でもありました。このような洪水被害を最小限に食い止めるために人類は川の水を上手に治めるための工夫「治水」を行ってきました。

河川一般

流域（りゅういき）

降雨や雪解け水などが地表や地下を通して、その川に流れ込んでいる全地域をさします。

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらに関連する湖沼を総称してこう呼ばれます。

放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し直接海または、他の河川に放流する水路のことで「分水路」と呼ばれることもあります。

本川（ほんせん）

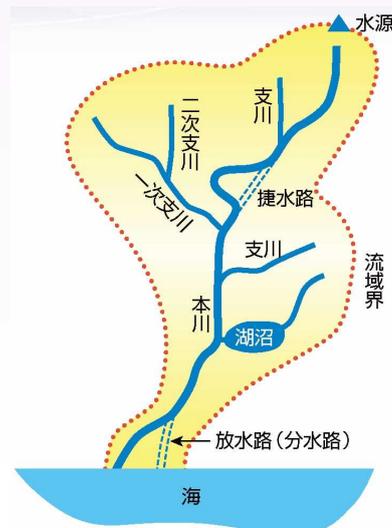
流量・長さなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川のことを呼びます。

支川（しせん）

本川に合流する河川のことをいいます。さらに本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」と呼びます。

捷水路（しょうすいろ）

河川の湾曲部を矯正して、洪水を安全に流下させるために開削した水路です。



樋管



樋門



水門

排水機場（はいすいきじょう）

洪水時に市街地内の雨水などをポンプを動かして河川に排出するための施設です。

堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために設けられる施設です。河川を横断して水位を調節します。

輪中堤（わじゅうてい）

ある区域を洪水から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防です。木曾三川下流の濃尾平野の輪中が有名です。

越流堤（えつりゅうてい）

洪水調整の目的で、堤防の一部を低くした堤防です。増水した河川の水の一部を調節池などに流し込むことで水害を抑制します。

遊水池・調節池

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量を少なくするための区域を、「遊水池」または「調節池」と呼びます。

水制（すいせい）

河川の水による侵食等から川岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられた施設です。形状は様々なものがあります。

霞堤（かすみてい）

堤防のある区間に開口部を設け、その下流部の堤防を堤内地側に伸ばし、上流の堤防と二重になるようにした堤防です。平常時には堤内地からの排水が簡単にでき、また上流で堤内地に氾濫した水を開口部よりすみやかに戻し、被害の拡大を防ぎます。

二線堤（にせんてい）

万一本堤が破損した場合、これ以上の洪水の氾濫を防ぐために、堤内地に築造される堤防です。

樋門・樋管・水門

堤内地の雨水や水田の水などが水路を流れて大きな川に合流する際、合流する川の水位が高くなった時に、その水が堤内地に逆流しないように、「樋門・樋管・水門」が設けられます。

VI その他

川のことば・基礎知識

水位の知識とチェック法

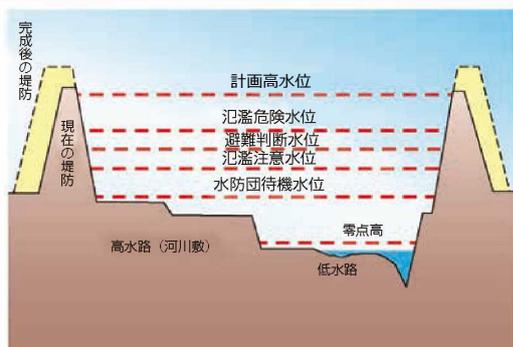
水防活動や防災対策の実施にも活用される河川の水位表示とその見方

「水位」とは一定の基準面から計測した川の水面の高さを表わしたもので、水量が増加すれば、水位は当然高くなってきます。河川の水位は、複数の場所に設置された水位観測所で、常に観測されています。

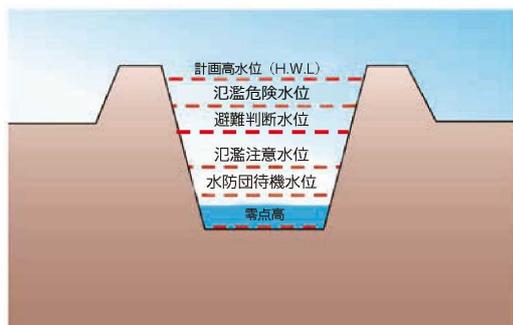
水位の見方

右図は一級河川の水位観測場所のひとつの地点を表わしたものです。この図を参考に、実際の水位の表わし方を見てみましょう。河川の水位は、観測場所ごとに決めた基準点 [= 零点 (ぜろてん)] からの高さで表わし、この基準点から1m低ければ-1.0m、逆に1m高ければ1.0mと表現します。また、水位はその高さによって、いくつかの設定水位が定められており、その水位を越えた段階での対応が決まっています。いざというときのためにも、住んでいるところの近くの基準点の設定水位を調べておくといでしょう。

ある水位観測所の場合



洪水予報河川



水位周知河川

水位に関する用語の解説

① 計画高水位 (=H.W.L)

河川の計画を立てるときの基本となる水位です。川の堤防工事などの基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位です。

② 氾濫危険水位 (危険水位)

洪水により破堤等の災害や浸水被害の恐れがある水位。氾濫危険水位 (危険水位) に達する恐れがある場合には、水防団、関係行政機関および放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々に氾濫警戒情報 (洪水警報) を発表します。

③ 避難判断水位 (特別警戒水位)

市区町村長が避難勧告等を出す判断の目安の一つとなる水位です。

④ 氾濫注意水位 (警戒水位)

洪水に際し、水防活動の目安となる水位。氾濫注意水位 (警戒水位) に達し、なお上昇の恐れがある場合、水防団による堤防の巡視など、水防活動を行います。

⑤ 水防団待機水位 (指定水位)

洪水に際して、水防活動の準備を行う目安となる水位。水防団待機水位 (指定水位) に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行います。

⑥ 洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水により国民経済上重大または相当な被害を生じる恐れがある河川で水位の予測を行い氾濫警戒情報 (洪水警報) 等の情報を出す河川です。

⑦ 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、主要な中小河川で避難判断水位 (特別警戒水位) を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川です。

天気予報のチェックポイント

天気予報で“河川流域の大雨・洪水”情報を得る

Point 1 気象庁が発表する地域と河川流域の位置関係

気象庁が発表する天気予報や注意報・警報は、主に「〇〇県で△△mmの雨が降っています」「〇〇県南部に大雨・氾濫警戒情報 (洪水警報)」と表現されます。河川の洪水への影響を知るためには、このように発表された場所が河川流域のどの場所に当たるかを確認しておく必要があります。

Point 3 氾濫注意情報 (洪水注意報) と氾濫警戒情報 (洪水警報)

気象庁と国土交通省または都道府県は、共同で洪水のおそれがあると認められるときは、氾濫注意情報 (洪水注意報)、氾濫警戒情報 (洪水警報) を発表します。大雨が降ったときには、テレビ、ラジオなどで報じられるこれらの発表にも注意しましょう。

災害のおこる 恐れがある場合	注意報
重大な災害のおこる 恐れがある場合	警報

Point 2 累加雨量や降雨量予想

大きな流域を持つ河川への雨の影響を知るためには、「〇〇地点で (の雨量) 時間△△mm」という1時間ごとの降雨量の発表とともに、「雨の降り始めから現在まで△△mm」という累加雨量や「今後、〇〇で△△mm以上の雨が降ることが予想されます」という降雨量予想の発表にも注意することが大切です。

VI その他

法改正の経緯

河川法の改正の経緯

平成9年の河川法の改正

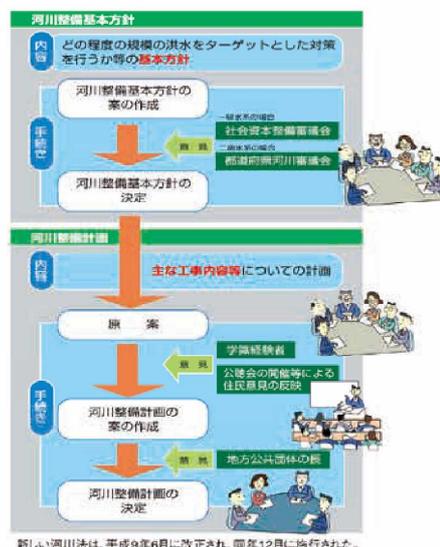
豊かで美しい河川環境の整備と保全

河川法の目的として治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」を位置付け。



地域の意見を反映した河川整備を推進

河川整備の計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入。



主な河川法の改正（これまでの経緯）

改正時期	改正の内容			
	目的規定関係	治水・河川管理関係	水利使用関係	その他
1972年 (昭和47年)		<ul style="list-style-type: none"> 準用河川の指定対象の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 流況調整河川制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 一級河川の指定を「政令」ではなく「告示」による指定へ
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 市町村長の権限代行による工事等の制度の創設 		
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 高規格堤防特別区域制度の創設 		
1995年 (平成7年)		<ul style="list-style-type: none"> 河川立体区域制度の創設 		<ul style="list-style-type: none"> 簡易代執行制度の創設
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備基本方針・河川整備計画からなる計画制度への移行 樹林帯制度の創設 河川の維持管理に係る原因者施行・原因者負担制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 異常渇水時における円滑な水利使用の調整を実施するための制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易代執行制度の拡充
2000年 (平成12年)		<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市の長が、原則として、都道府県知事と同様の河川管理ができるよう措置 市町村長が河川工事等を一級河川の直轄管理区間においてもできるよう措置 		
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> 目的規定等において「津波」への対応を明記 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設等に係る維持修繕基準の創設 河川協力団体制度の創設等 	<ul style="list-style-type: none"> 従属発電に係る水利使用について登録制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者による水防管理団体が行う水防活動への協力等
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣による権限代行制度の創設 		
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣による権限代行制度の拡充 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設 		

VI その他

法改正の経緯

水防法の改正（これまでの経緯）

改正時期	施策の方向性	①現地での水防活動	②洪水予報等の発信	③氾濫情報の発信	④避難確保・浸水防止
1949年 (水防法制定) (昭和24年)	◆ 地先の水防	<ul style="list-style-type: none"> 水防の責任の明確化（市町村に第一義的責任） 水防団の設置 巡視等現地の水防活動を規定 			
1955年 (昭和30年)	◆ 地先から河川全体へ ◆ 河川情報の発信へ		<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報を新設（国管理河川） 水防警報を新設（国及び都道府県管理河川） 		
2001年 (平成13年)	◆ 河川情報発信の拡大 ◆ 河川から流域へ		<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川を都道府県管理河川に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域の新設（洪水予報河川） 	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の市町村地域防災計画 洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定 地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 </div>
2005年 (平成17年)	◆ 河川情報発信のさらなる中小河川へ拡大 ◆ 氾濫情報発信の強化 ◆ 避難対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 水防協力団体制度を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 中小河川について避難に資するための水位情報の通知を新設（水位周知河川） 大河川における氾濫水の予報を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定 ハザードマップの作成・配布を規定
2011年 (平成23年)	◆ 東日本大震災を踏まえた規定の充実	<ul style="list-style-type: none"> 水防団員の安全確保を規定 特定緊急水防活動の制度を新設 			
2013年 (平成25年)	◆ 多様な主体の参画による地域の水防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力を規定 水防協力団体の指定対象の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の関係市町村への通知を想定 		<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等における洪水時の避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を規定
2015年 (平成27年)	◆ 想定し得る最大規模の外力に対する避難確保・被害軽減 ◆ 情報発信の対象に雨水出水・高潮を追加	<ul style="list-style-type: none"> 水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力を規定 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道と海岸について避難に資するための水位情報の通知を新設（水位周知下水道、水位周知海岸） 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水に係る浸水想定区域について想定最大規模の洪水に係る区域に拡充 想定最大規模の雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村地域防災計画に位置づける地下街等に建設予定の施設または建設中の施設を含むことを規定 地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定（努力義務）
2017年 (平成29年)	◆ 「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現	流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設			<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化
		<ul style="list-style-type: none"> 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与 浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村長による浸水実績等の把握・周知の制度を創設 	
2021年 (令和3年)	◆ 流域治水の推進（水害リスク情報空白域の解消、要配慮者利用施設に係る避難の実効性確保）			<ul style="list-style-type: none"> 洪水、雨水出水、高潮に係る浸水想定区域の指定対象を住宅等の防護対象がある全ての河川流域、下水道、海岸に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の結果に対する市町村長の助言・勧告制度を創設

VI その他

河川イベント情報

河川行事概要

1 2 3 4 ● ● ● ● 9 10 11 ●

5

水防月間

5月1日～5月31日
(北海道においては6月1日～6月30日)

国民に水防の重要性と水防に関する基本的な考え方の普及の徹底を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止または軽減に資することを目的とします。



総合治水推進週間

5月15日～5月21日

総合治水対策の意義、重要性に対する流域住民の理解と協力を求める働きかけを、全国的に協力を展開する事により、総合治水対策のより一層の推進を図ることを目的とします。



6

土砂災害防止月間

6月1日～6月30日

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産の被害の現状をかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を協力を推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とします。



がけ崩れ防災週間

6月1日～6月7日

土砂災害防止月間中の6月1日～6月7日までの1週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施します。

7

河川愛護月間

7月1日～7月31日

身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とします。



海岸愛護月間

7月1日～7月31日

気軽に海にふれあえる快適な潤いのある海岸を整備することによって、その適切な利用に資するとともに、広く国民に海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とします。



森と湖に親しむ旬間

7月21日～7月31日

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とします。
(林野庁、都道府県、市町村と共催)



7月7日は
「川の日」です

8

水の日・水の週間

8月1日 8月1日～8月7日

年間を通じて水の使用量が多く、水についての関心が高まる時期である8月1日を「水の日」(水循環基本法)8月1日～7日を「水の週間」として、水に関する様々な啓発行事を実施し、健全な水循環の重要性について広く国民の理解・関心を深めることを目的とします。



12

雪崩防災週間

12月1日～12月7日

我が国は、国土の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生している。このような状況にかんがみ、関係住民、スキー場の利用者及び冬期登山者等を対象とした雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とします。





小里川ダムと道の駅



河川事業概要 2022

TEC-FORCEの活動